

GRI(Global Reporting Initiative)

シンポジウム・ワークショップ 報告書

テーマ「持続可能性報告についての世界共通フレーム」

日時	1999年12月16日(木) 13:00-16:45
主催	環境監査研究会(EARG)、GRI
後援	環境庁、環境事業団地球環境基金
協賛	環境報告書ネットワーク、社団法人産業環境管理協会

<スケジュール>

- 13:00 挨拶：河野正男（横浜国立大学教授 環境監査研究会顧問）
GRIについて：倉阪智子（環境監査研究会代表幹事 公認会計士）
- 13:15 基調講演：“A Common, Global Framework for Corporate Sustainability Reporting”
Dr. Allen White（Vice President, Tellus Institute Stockholm Environment Institute/Boston
Vice Chair, Global Reporting Initiative〔GRI〕Steering Committee）
- 14:00 基調講演：「NECの環境情報公開」
山口耕二（日本電気株式会社環境管理部長、環境報告書ネットワーク代表幹事）
- 15:00 パネルディスカッション：「企業は何故、持続可能性についてのパフォーマンスを報告するのか」
〔コーディネーター〕 Dr. Allen White /
後藤敏彦（環境監査研究会代表幹事 GRI運営委員
環境報告書ネットワーク代表幹事）
〔パネリスト〕 河口真理子 / 多田博之 / 山口昭 / 吉田達雄 / 和田政信
- 16:00 質疑応答 / まとめ
- 16:45 閉会挨拶：矢部浩祥（中央大学教授 環境監査研究会顧問）
<同時通訳 枝廣淳子、賀来華子>

～このシンポジウムは平成11年度環境事業団地球環境基金の助成を受けて開催されました～

開会

司会（環境監査研究会幹事 村上 智美氏）:

本日はGRIセミナーにご参加いただきまして誠に有難うございます。持続可能性報告書の事実的考案者であるアレン・ホワイト博士をお迎えし、環境監査研究会・GRI主催でシンポジウムを企画させていただきました。なお、本日は、環境庁のご後援、並びに環境報告書ネットワーク、社団法人産業環境協会のご協賛を頂戴しております。また、平成11年度環境事業団地球環境基金の助成によりまして開催させていただきます。

それでは、はじめに環境監査研究会の顧問であります、横浜国立大学教授河野正男先生よりご挨拶をいただきます。

挨拶

河野正男（横浜国立大学教授）氏：

ただいま紹介をいただきました、環境監査研究会顧問の河野です。本日は暮れのお忙しい中、お集まりいただきましたこと有難うございます。また、ご後援、ご協賛いただきました環境庁はじめ諸団体には厚く御礼申し上げます。

最近環境報告書を発行している企業数が日本でも200を超えていると思われます。また海外でも、EMASの影響もあって、特にヨーロッパでは日本よりも多いのではないかと思います。

こういう背景がありまして、環境報告書に出されている情報の比較可能性、信頼性について関心を呼んでいます。私共が利用している海外の文献でもこの問題を取り上げています。今日講演をいただきますアレン・ホワイト博士が重責を担っていますGRIでは、経済的・社会的・環境的側面からの企業の持続可能性についての報告書に関する作成基準を、まだ草案の段階ですが、提案しております。その中で、情報を担保する仕組み、厳しく言えば検証制度、あるいは、第三者レビュー、第三者意見ということについても提案がされているようです。

私は、環境庁の環境報告書の促進に関する検討会に参加しておりますが、そこでも環境報告書の作成基準ですとか第三者認証のことについて検討が行われ、11月末に報告書をだしております。これらの課題について、個人的にも関心を持っております。このようなわけで、本日のアレン・ホワイト博士、NECの山口部長のご講演、その後のパネルディスカッションにも高い関心を抱いています。

環境報告書の内容について色々と考えられますが、今、企業が自主的に報告書を出している段階です。それぞれある種の基準を設けて作成されていると思います。今後は比較可能性ということが重要になっていくと考えます。こうしたことを念頭において、本日のシンポジウムに皆様も時間の許す限りご参加いただければ有難いと存じます。

司会（村上氏）：

続きまして、環境監査研究会の代表幹事であります倉阪智子さんよりGRIの概要についてご説明いただきます。

挨拶：GRIについて

倉阪 智子氏：

環境監査研究会2人の代表幹事のうちの1人、倉阪です。本日は皆様お集まりいただきまして有難うございました。まず環境監査研究会の簡単なご紹介をさせていただきます。環境監査研究会は、1991年に発足した任意団体です。当時は環境監査というものが馴染みのないものでしたので、まずは環境監査というものを勉強することからスタートいたしましたが、その後、研究会の研究対象も環境マネジメント、環境報告書と対象が広がって参りました。環境報告書に関しては、事例研究をする他、環境庁の後援によります環境レポーティング大賞の協力団体としての活動を行っております。

次にGRIについてご紹介させていただきます。GRIは、世界的な環境報告書のガイドラインを作成しようということで、今から2年前の97年の秋に発足いたしました。発足を呼びかけたのはアメリカの非営利団体のCERESで、この呼びかけに応じて、UNEP、イギリスのサステナビリティ社、環境報告書を作成しているGMなどの企業、企業の連名組織であるWBCSD、その他環境報告書の表彰制度に関わっているイギリスの公認会計士勅許協会、またこの分野で実績のある企業その他団体、ステイクホルダーグループが集まり、世界版ガイドラインの作成に向けての会議を重ねてきました。そして、その結果、環境報告書のガイドラインということではなく、他に社会・経済という2つの側面も併せ持ちました、サステナビリティ報告書=持続可能性報告書のガイドラインを作るべきだということになり、今年3月に持続可能性ガイドライン公開草案を発表いたしました。

また、ガイドラインを発表するとともに、このガイドラインを使って報告書を作成しようという企業を募集し、パイロット事業を開始いたしております。このパイロット事業には世界各国から20社を超える企業が参加を表明し、既にアメリカのプリストルマーヤーズ・スクイブ社やGMなどガイドラインに基づく報告書を公表しております。日本からは2社が参加表明をし、その1社であるNECの山口環境管理部長には本日2番目に基調講演をいただくことになっております。また、もう1社、木の城たいせつ社の創業者である山口様にはパネリストとしてパネルディスカッションでお話をいただくことになっております。

また、初めの基調講演をしていただく、テラス研究所のアレン・ホワイト博士はこのG

R Iの活動に当初から関わってこられた方で、G R Iでは非常に重要な役割を果たしておられます。本日のシンポジウムで、G R Iのガイドライン及びG R Iの活動について貴重なお話を聞いていただければと思います。

G R Iはガイドライン草案を発表した後、作成企業からフィードバックを求めると共に、それ以外の環境報告書を作成する企業、また報告書の利用者であるステイクホルダーから色々な意見を求めています。そしてそれに基づいて来年の春に正式なガイドラインの第1版を作成しようということになっておりますので、皆様もこのシンポジウムの後G R Iにご意見を寄せていただければと思います。

司会（村上氏）：

続きまして、企業における持続可能性報告書に関わる世界共通の枠組みと題しまして、アレン・ホワイト博士よりご講演いただきます。アレン・ホワイト博士は、1992年よりテラス研究所に勤務され、アメリカ環境保護庁、州政府、企業、世界銀行などの国際機関からの委託調査を統括されると共に、企業の環境戦略、環境会計、環境報告について幅広く講演及び執筆活動を行われてきました。現在はテラス研究所のリスク分析グループの担当ディレクターであり、且つ研究所の副所長を務めておられます。またG R Iでは、Vice Chairman、テクニカルディレクターとして中心的な役割を担っておられます。

基調講演

アレン・ホワイト博士：

皆様こんにちは。GRIの事務局を代表いたしまして、本日このような機会を頂き、見識のある皆様の前で講演できることをましたことを大変光栄に思い、そして嬉しく思っていることを申し上げます。私の同僚であり、GRIの議長を務めおります、ロバート・K・マッシ - 博士よりの謝意も述べさせていただきます。そして、国連環境計画（UNEP）及びWBCSD、その他のGRIの主要パートナーからの気持ちもお伝えしたいとも思っています。この場を拝借しまして、GRIの運営委員である後藤敏彦氏にも感謝の意を述べたいと思います。今回来日できましたのも、後藤氏そして環境監査研究会のご尽力によるものであります。過去2年間のGRIのプロセスに必要な不可欠な貢献を皆様してくださいました。このような、ご尽力によりGRIの今日があるものと考えております。また、改めて、感謝の気持ちを日本の環境庁、環境報告書ネットワーク、産業環境協会の皆様、そして地球環境基金の皆様にも申し上げます、

さて、21世紀の幕開けが近づくにつれて、急激に変化する世界を目の当たりにしています。十年前では予測できなかった方法で世界は変わりつつあります。グローバルな取引は加速化し、モノ・サービス・人・技術が国境を越えた移動を実現しています。量的にも質的にも大きな変化が見られます。ピーター・ドラッカーをご存知だと思いますが、最近、急激に伸びつつあるEC（電子商取引）に対し、「経済は一つ、市場もまた一つ」というコメントをだしています。グローバリゼーションは原因でもあり、結果でもあります。人口の移動、温室効果ガスの排出、遺伝子操作された食品、生物多様性の喪失、そして新しい電気通信技術など、私たちの住んでいる世界は、アイデア、その影響がより早く自由に動く世界です。この世界発展の地球的な段階というのは、国境を越えたより密接な接触が人々の間で培われていることに特徴があり、ある人が「距離の消滅」という状況をうみだしています。「(境界が)曖昧な経済」と称している人もいます。


この変化の中で、企業の役割、企業にとっての結果、規模の大きいものがあります。国境を越えた民間企業の投資額は多国政府間の投資額をはるかに超え、民間企業の投資が経済発展の原動力となっています。グローバル経済におきまして、企業の国籍を区別するのが難しくなっています。提携や合併・吸収・合併などが行われ、地球規模での企業活動の地図が新たに描かれようとしています。当然ながら、企業の文化的な違いがなくなったわけではありません。商慣行、企業の特徴というものは、それなりに国民性を表しているものです。例えば、アメリカ・ドイツ・日本企業の特徴は今も生きており、これらの組織がどのように運営されるか、その違いは今後も続くかと思えます。しかし、確実に、グローバル化は、企業の行動が互いに類似性を持つようになる原動力になっています。このことは、企業の様々な利害関係者、及び経営者自身が次のような質問をする理由にもなっています。それは、グローバル社会の中で新しいルールは何かということです。誰が責任を持

っているのか、どのような統制（ガバナンス）によって私企業と公益のバランスをどのように取っていくのかということです。

ビジネスのグローバリゼーションを支え、それを推進しているのは情報革命であり、知的資本ベースの産業であります。知的資本ベース企業の最近の動向を見てみますと、将来が見えています。例えばマイクロソフト。そしてその他にも数百の“.com”（ドット・コム）企業＝インターネット企業が市場の中での先駆的位置付けにあります。これらの企業の富とは、知的資産、サービスに基づいており、物的な資産とはほとんど関わりがありません。同様に成熟産業といわれる、自動車、化学産業もより知的ベース・サービスベースの企業に変わりつつあります。

“そこには一つの経済と
一つの市場しかない”

ピータードラッカー
1999年11月

 Global Reporting Initiative

Slide 1

商業及び、情報技術のグローバリゼーションは、こういったモノとサービスを企業が作っていくかという方法や、提供するもの自身を変えているだけではなく、顧客、投資家、従業員、地域住民といった利害関係者と企業との関係も変えつつあります。例えばニューヨークにおいて、投資信託の運用マネージャーは、企業業績の追跡によってポートフォリオ管理を行っておりますが、ナイキ、リーバイスといったアパレル会社に関しては人権問題ですとか、労働問題まで綿密な審査の対象となっております。その評価によって長年培ってきた強いブランド力そのものが180度変わってしまうということがあります。また、デュボンのような大企業では、新しい工場を建設する際に、その立地条件によっては強い批判の対象となることもあります。問題のありそうな建設提示は、地元住民のみならず、政府及び世界中の環境活動家から注目を集め厳しいチェックにさらされます。5年前には予想もしなかったインターネットの力は、ステイクホルダーの質の向上を可能にしました。シェル石油のある幹部の言葉を借りれば、「CNNワールド」は企業が地球上のどこであれどのように行動するかということについて、一般市民の比類なき意識の向上を可

能にしました。

つまり、1万マイルも離れた施設での失敗が次の日にはマスコミの話題となり、投資家の不安が生まれ、顧客からは信頼の喪失、環境活動家からの攻撃が強まる結果になりかねません。良く知られた例として、シェルがナイジェリアで人権問題を引き起こした件、北海における石油掘削時の海洋投棄などがデモを引き起こしました。企業側としては、細心の注意を払ってナイジェリアの事業展開を行い、北海における事業も同様に注意していたはずが、このような結果になっています。

このような情報、資本、技術、労使関係のグローバリゼーションは、毎日のように例が出ています。ある日のニューヨークタイムズには次のような記事が掲載されています。まず、敵対的買収の記事で、英国のボタフォン・エアタッチがドイツのマンネスマン買収に乗り題した際のもので、これは何世紀にも渡る投資家、労働者、経営者間の利益のバランスをはかるドイツの「コンセンサス経済」の歴史を大きく揺さぶるものでした。また2つ目には、アメリカの投資銀行が新たな投資家を投入して日本の銀行の不履行不動産ローン流動化について市場での解決策作るというものです。3つ目の記事は、カナダの企業が、紛争が何年にもわたって起きているスーダンで事業展開したために、株価が低迷したという記事です。以上のような例は枚挙に暇がありません。地球的な相互関係が発生しています。情報、経営者の決断が世界的に浸透するようになり、起こった現象で、今後十年間でも引き続きみられると考えられます。

企業活動を形成するに当り、グローバリゼーションは豊富なビジネスチャンスを提供するだけではなく、リスク、責任もまた生むといえます。リスクの視点から申し上げますと、国境を越えた企業は、リスクもビジネスチャンスと同様ますます自由にかつ急速に国境を越えて動くという現実の中で生きていかなばならないということです。次の十年間、そしてそれ以降、リスク管理が一つの要件となってくるでしょう。数千マイル離れた政府の規制、文化、顧客を意識していかなければなりません。そのようなリスクは企業の中核事業だけに限られるものではありません。企業の製品やサービスについての供給者から物流にいたるまで責任ある行動を社会から求められてきており、製品連鎖の上流下流でリスクを捉えて認識していく必要があります。

アカウントビリティ（説明責任）の視点からも、世界は同じスピードと複雑さで変化しています。企業には最早、情報の真空状態で活動するという選択肢はありません。アカウントビリティとは、企業のパフォーマンス情報を測り、公開していく義務です。情報開示する相手は、株主に限りません。これは企業の課題の一つとして急速に取り上げられるようになりました。情報公開については一面で内部かの圧力があります。例えば、先を見た経営決断をする、新しい技術、サービスを見る上で、投資に対する見返り、利益といった情報だけでは、先行指標として十分ではありません。その他に、投資家、顧客そしてNGOから発生する外部的圧力があります。伝統的な狭く限定された業績指標だけでは満足でき

ない利害関係者です。

新しい世界においてアカウンタビリティは、よりよい財務報告するだけに限らず、もっと広いビジョンを捉える必要があります。国際会計基準の標準化が進められていますが、新たなボトムラインは経済的、環境的、社会的の3つであり、このトリプルボトムラインにより外部の利害関係者の期待が満たされ、企業の役員会や経営組織内にも徐々に浸透しつつあります。グローバルに仕事の仕方が変わることによって、企業の役割も再構築されつつあります。変革の進捗状況を図る上で、指標や、指数が変わりつつあります。

デュポン社の幹部職員が私に次のように言った
「昔は、もし化学工場を市中に建設しようとするれば
近隣住民を説得しなければならないことを知っていた」
「今や我々は60億の近隣住民を持っている。」

トーマス フリードマン

ニューヨークタイムス

1999年12月1日



Slide 1

それではGRIについて説明したいと思います。今まで申し上げました、企業の責任及び役割が大きく変わっているという背景の中で、GRIは1997年後半に発足いたしました。主催はアメリカのNGOで、投資家・労使団体・環境団体の連合であるCERESです。GRIは国際的活動で急激な発展を見せ、現在、UNEP、企業、投資家、環境活動家、労使団体、人権団体と連携を取っております。次のスライドを見ていただくとGRIの使命が載っております。


GRIの使命は次の世紀に向けて、非常に大胆でありまた重要であります。その使命は企業が環境、社会、経済の情報公開をするための新しいルールを作っていくこととあります。つまりそれによって、このような報告を財務諸表のように信頼性を持つようにしていくこととあります。もう一つの使命は、永続的に独立した国際的な機関を作ろうとあります。そうした組織を作ってGRIを将来進めていくこととあります。簡単にいいますと、GRIでは新しい国際的な情報開示のルールを作ろうとしていること、そして開示は、財務報告書の考え方・ルールを使いながらも、もう少し先に進め新しい世代のルールを作っていくこととあります。これによって、環境・社会そして経済の情報が信憑性、一貫性を持ってそして定期的に発行されるようになって考えています。

今から 5 年、10 年後を想像してみてください。全ての企業が、どの国で活動している企業であっても定期的に経済・社会・環境の情報を均一の枠組みで報告しています。そして少なくとも幾つか共通の指標を使用していますので、比較したりベンチマーキングを作ることができます。私の考えでは、このような報告は単なるベストの実務慣行ではありません。これは一般的に認められた方法、普遍的なやり方なのです。例えば、財務報告においては、一般的に認められた会計原則というものがありますが、GRI も同じようなものと考えています。つまり会計原則では、定期的に信頼性があり比較可能な報告を同じような形式でしています。これと同様にしていきたいというのがGRIの使命です。

地球規模化しつつある経済

- ・“最初にきた衝撃は、フォドフォン・エアータッチ・オブ・ブリテン社によるマンネスマン社に対する1277億ドルの敵対的買収であった”
- ・“モーガン スタンレイ ディーン ウイッター社の不履行不動産貸付に関連する初のボンドに、推定7660億から9570億ドル見積もられた金額……不良債権として
- ・タリスマン エネルギー オブ カナダ社は、今年度の高利益にも関わらず、大量殺戮と人権侵害で非難されたスーダンで操業していたため、年金基金の反発の後、株価の低迷を見た

商業欄
ニューヨークタイムス
1999年11月26日 Slide 1



GRIの運営委員会は、2年間、GRIを統治してきました。企業、政府、会計士団体、NGOといった組織が人材を送ってきています。GRIはこれまで主に北米のフィランソロフィーの財団から支援を得てきました。本年11月、国連の基金に対し、UNEPを通してGRIがこの活動が続けられるように働きかけ、今後2年間助成金を得ることが決まっています。GRIは2000年から2001年にかけて移行期となりますが、その間に新しい理事会を作ります。同じようにバランスの取れた、様々なセクターすなわち様々なステイクホルダーの代表者からなる理事会を目指します。この体制がGRIの責任を担っていくこととなります。従って、民間、NGO、UNEP、会計士、その他の人々が理事会に名を連ねることになるでしょう。それと同時により規模の大きな諮問委員会を設け、GRIに対して先進国と発展国の視点を持ち込めるようにいたします。このことによってGRIは本当にグローバルなものになっていくと考えます。

何故、GRIがこれほどの注目をこれほど短期間に集めてきたのでしょうか。その1つの理由は、フラストレーションにあると思います。報告する側である企業、環境報告書を作成する企業、例えばキリンビール、JRといった世界にたくさんある企業にフラストレ

ーションがあります。というのは、開示に対する圧力はますます強くなる一方で、一般的に認められたな報告ルールがないからです。世界中の企業で、少なくとも 1500 社程度が環境報告書を出しています。そして日本だけでも、キリンビール、ソニー、東京電力など多くの企業が発行するようになってきました。それと同時に、エコファンド関連企業から、NGOから情報の要求を受けています。またグリーンコンシューマーのような外部のユーザー、そして投資家も比較可能な、かつ検証された情報が欲しいと願っています。




しかし、こういった情報は現在ほとんどないのです。今後、例えば5年10年の間、環境報告書、持続可能性報告書がアカウンタビリティの主要なツールとして出されるとき、企業、利害関係者全ての人がある枠組み・ルールを必要としています。当事者すなわち、企業の利害関係者、NGO、政府その他のグループの間で、バランスのとれた一般に妥当と受け止められている仕組みと正当なプロセスを必要としているのです。現状維持のやり方でこれからも進めていくとすると、これからもどんどんと「情報の量」はふえていくことになるでしょう。しかし、「情報の価値」は増えないのではないのでしょうか。こういったことになってしまえば、何の役にも立ちません。

1999年3月、GRIは持続可能性報告書ガイドラインの草案を公表いたしました。このガイドラインは、スペイン語、オランダ語、中国語にも翻訳され、非常に関心が高いことがわかります。世界中で22の会社が、このガイドラインを出した後に試行的にガイドラインに基づいて報告書を作成し、その長所、改善点などのフィードバックをくれることになっています。こうしてパイロット事業を展開する一方で、GRIはステイクホルダーの参加を求めることも始めています。労働組合、人権団体などにも参加を呼びかけています。企業が報告書を準備するために、リソースをこのプロセスに投入することになります。企業としては当然、報告書の読み手に情報をちゃんと理解し、利用して欲しいと考えと

思います。ですから、我々は沢山のフィードバックを利用者側、企業側の両方から貰っています。企業に対する説明会、また他のグループに対する説明会も、オランダ、カナダ、スウェーデン、アメリカ、台湾、そしてここ日本で行っています。今後インド、メキシコその他でも行う予定になっています。我々できるだけ努力をして透明でバランスのあるプロセスを作りたいと思っています。すなわちそれはどんな意見にも耳を傾けるということです。このアプローチしか、我々が求める正当性を得られる道はないと考えています。

GRIの使命

- ・企業の持続可能性報告を財務報告と同等の水準に高める
- ・持続可能性のための3つの次元：環境、経済、社会、を反映し、標準化された報告指標の作成
- ・永続的、効果的な推進制度を確保すること

Slide 1

我々のスケジュールは非常に野心的なものですが、これまでのところ、お約束したスケジュールでお届けすることができています。全てのGRIの参加者が積極的に支援してくれているお陰です。先程申し上げたパイロット事業は1999年の末に終了し、全てのフィードバックを徹底的に協議した後、沢山の様々な改定案をインターネットで発信していきます。GRIのウェブサイトは<<http://www.globalreporting.org>>です。フィードバック、全てのコメントはこちらに載せています。また、ワーキンググループでこれらのコメントをレビューしていき、2000年5月にはガイドラインの新版を出し、11月には大きなシンポジウムをワシントンで開催する予定です。それから、2002年の初頭には新しい国際的な独立した組織を作ります。その組織がリーダーもしくは守り役としてこのガイドラインを発展させていくこととなります。

GRIは歴史的なプロセスです。そして長年に渡り、グローバル社会の幸福に影響を与えていくことでしょう。息もつかないほどの変化がここ10年起こってきていますが、これからも我々の経済、コミュニティを深く永続的に変えていくでしょう。最早グローバル化の進展は押し戻すことはできません。しかし、どのようなグローバルな機関が必要で、どのようなパートナーシップが必要かわかってきていません。新しい、グローバルなルールがどういったものなのかもわかっていません。これらがあって初めて、持続可能な社会

が築いていくことができるのです。

とはいえ、新しい国際的な企業ガバナンスがどういったものなのか、少しずつその輪郭が見えてきています。それは 3 本の柱の上に立つでしょう。最初が人権、労働、環境に関する一連の権利です。これは全ての企業がどこであれ普遍的に受け入れるものです。そして既に世界人権宣言とか国際労働機関の宣言、リオ宣言といった国際的な条約や宣言のように形になっているものも反映しています。GRI を積極的に支えてくれている、国連のアナン事務総長が今年の始め、社会、そして政治の安定を支えているものは、こういった中核の価値観であり、これがあって初めてグローバル経済が進み、そして市場で効率よく機能して世界の発展を進めていくことができるのだと言っています。日本を考えると昔から、社会又はコミュニティの中に平和の意識があると思います。それから少し前ですが、経団連が 1991 年の初めに企業行動憲章というものも出しています。これらを鑑みても、日本は非常に良い段階にあると思います。アナン事務総長がいう、“人の顔”を形成していくリーダー役を果たすのに相応しい位置にあると思います。

2 番目の柱は、あらゆる種類の国際取引に関する新しいルールです。信頼性と透明性の上に築かれるルールです。自由市場の中で、売り手と買い手が自分達の取引を完全に理解できるようなルールです。しかし、WTO の閣僚会議がシアトルで開催されましたが、これを見てもそのルール作りがどんなに難しいものか、またどんなに急を要するものかわかり始めています。勿論、ISO 14001 のような国際的な動きもあり、GRI は ISO とも報告書についてずっと協議をしてきています。我々は企画を変更して、外部報告を取り入れるよう提案しています。

3 番目の柱は情報が豊かにある環境です。ここでいう情報とは、買い手と売り手間の情報だけではなく、全てのステイクホルダー間での情報です。情報は自由市場の潤滑油で情報が不足していたり、また提供のタイミングが遅れたり、また信憑性が低いと、自由市場の潜在力を伸ばすことはできないでしょう。それとは逆に、情報がタイミングよく完全に信頼性ある形で出されたら、自由市場の成功の条件が整ったと言えるでしょう。日本でもこの方向への動きが見られます。例えば、PRT R法の成立ですとか、環境報告への取り組みも、最近通産省、工業化学技術院、日本工業標準調査会、産業環境管理協会が始めています。

透明性を企業活動の全ての観点に取り入れること、一般に妥当と認められる共通の枠組みを作ること、がGRIの中心的な使命なのです。

最後に、改めて主催者の方々にこのような機会を設けてくださったことに感謝の意を評したいと思います。また、日本がこのGRIのプロセスに積極的に参画されることはGRIの成功には欠かせません。皆様の経験と知恵をこの大いなる取組に寄せてくださることをお願いいたします。

司会：

引き続きまして、基調講演の2として、『NECの環境情報公開』と題しまして、NEC株式会社 環境管理部長であり、環境報告書ネットワークの代表幹事を務められている山口耕二様よりご講演をお願いいたします。

〔山口耕二氏レジメ〕.....

NECの環境情報公開

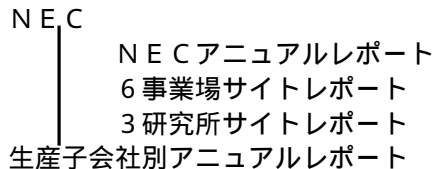
環境の情報開示とは

地球環境問題の解決には、企業・消費者・行政との関係が不可欠。
関係を深めるには、相互の情報交換と議論が大切。

- ・ 情報公開は、何の為に。
 - 1．自社の活動を活性化させるドライビングフォース
 - 2．開かれた企業イメージを高める
 - 3．社外との対話ができるようになる
 - 4．社外に対して説明責任を果たせる
 - 5．他社とのベンチマークが出来る
- ・ 情報を開示するには
 - 1．具体的な活動が展開されていること
活動の施策と達成目標を明らかにする
継続的な活動の実行 環境管理システムを基にした活動
 - 2．公開する資料作成のため、リソースを確保する
 - 3．開示した情報の責任を持つ覚悟
- ・ 情報開示の際に求められること
 - 1．新鮮な情報を提供
環境アニュアルレポートは、年度報告
インターネットなどで、常に最新の情報も提供
 - 2．不特定の人達が入手可能な媒体も準備
書類以外にインターネットも活用
 - 3．読む人の目的や期待の応じた内容とする
全社の活動内容/サイト固有の情報開示も必要
 - 4．開示内容は、自己で責任を持つ
＝ 透明性、公平性、説明責任 ＝

NECのアニュアルレポート

- 1．連結の全社報告とサイトレポートの2本立て



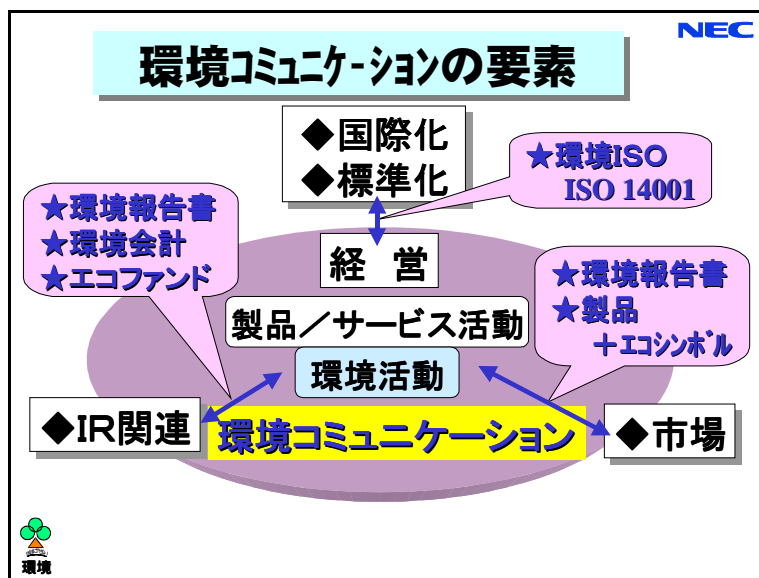
- 2．決算報告書と同時に発行
年度が終了したら、3ヶ月以内に発行
- 3．内容は、生産・製品・社会貢献の3分野
- 4．報告は、極力数値化し、昨年度との比較も
- 5．ネガティブ情報も公開

ということになります。外に約束することで社内でも責任義務をもたせるといふ、社内的な動機付けにあります。もう一つは環境活動を活性化させるために、他者との情報を見比べ、ベンチマーキングを行っていくということにあります。3番目には社外の方々と対話ができるようにしなくてはならないということです。また4番目には環境管理活動を社外に説明する責任を果たさなくてはならないということになります。そして以上4つを通して開かれた企業であるイメージを作ることが最後にあり、様々な媒体を使い情報を公開しております。

外部に情報公開するためには、必要な要素があります。まず当然のことながら社内において具体的な活動が展開していないと、情報公開したくてもできません。活動内容につきましても、具体的な施策とその達成状況を明らかにした、継続的な活動が行われなくてはなりません。従ってこれらを展開するためのツールとして環境管理システム、例えばISO14001などがあります。このツールを如何に使いこなしているかが本当に大切になります。そして情報公開をして初めて、その効果が出ると考えています。情報公開するためにはデータを収集して資料を作成する必要があります。これらのリソース(ヒト・モノ・カネ)を用意する覚悟が必要です。他者の環境報告書を拝見してもかなりのリソースを用意されていることがわかります。それだけ覚悟が必要です。このためには経営者が開示の必要性を認識してもらうことが望まれます。3番目には、公開した情報について説明責任を負わなければいけないということです。

具体的に情報開示の際に求められていることは、4つあると思います。1番目には、情報は常に新鮮でなければならない、ということです。アニュアルレポートは過去1年間を報告しているに過ぎません。それはそれなりに年度報告としての意義はありますが、やはりアニュアルレポートに限定するだけではなく、インターネットというup to dateのツールを通じて新鮮な情報の提供が必要であると考えています。もう1つは不特定多数の方が入手できる媒体を準備するということです。その手段としても我々はインターネットを考えています。これからの情報流通でインターネットは間違いなく大きな役割を果たすでしょう。それから、読む人の目的及び期待に応じた内容にしなければならないということです。私達はこの項目については、全社の環境活動の環境報告書と、サイト環境報告書を用意しています。例えば、山梨県の住民の方、山梨県の工場周辺の方はアニュアルレポートでNEC全体の情報を欲しいだけでなく、本当に欲しい情報は、NEC山梨で使用している薬品は何か、どういう活動を行っているのか、地域住民と協調を図ろうとしているのか、などと考えられます。こういう目的に応じた内容にする必要があります。最後は公表する内容には責任を持たなければならないということです。そういう意味で、情報開示にひつようなキーワードは透明性、公平性、責任説明ではないかと思います。以上がアニュアルレポートに対する考え方です。我々企業は、マーケットが何を求めているのか、的確に対応する必要があります。(表参照)半導体に関する社外からの問い合わせ状況です。年を

追って社会からの情報提供のニーズが高まっています。我々は情報公開のニーズに対応する体制を作っておく、データ - を整備しておく必要があると考えております。

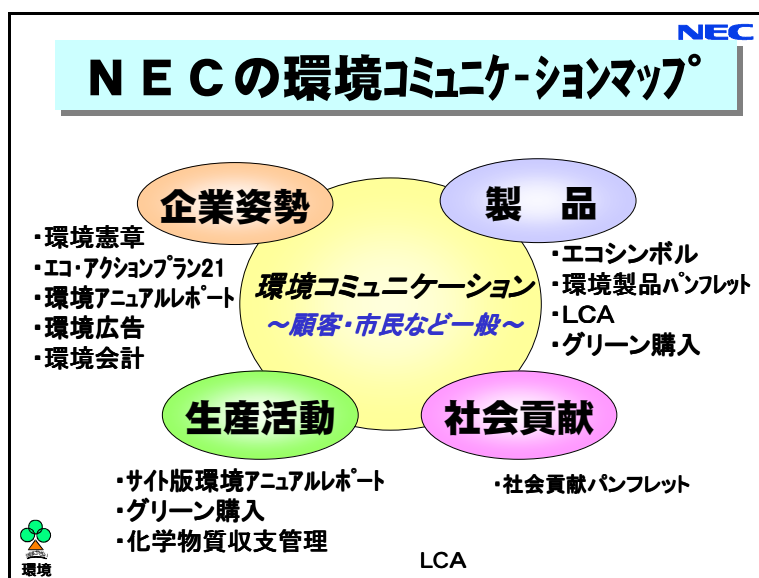


次にもう少し具体的に情報開示の例をご紹介します。まず、環境コミュニケーションの要素ですが、大きく分けて3つあります。国際化、標準化などの規制並びに民間団体のデファクトスタンダードに対する対応です。それからIR、機関投資家に対する対応。3つの分野からの要請に対しては、中身に対応してそれぞれのツールを準備しています。

コミュニケーションマップ、私達が現在使用しているコミュニケーションの媒体の種類でございます。大きく分けて、起業姿勢に関わる話、製品に関わる話、生産活動に関わる話、社会貢献の4つのジャンルにおいて媒体を用意しています。アニュアルレポートは企業姿勢、連結ベースで全体の総括をしています。生産活動としてサイトアニュアルレポートとしておりますが、工場固有のコミュニケーション媒体として準備しています。製品に関わるものとして、最も力を入れているものはNEC版のエコラベル、ISO 14031、自己宣言ラベルを通して、お客様と環境に関わる情報の交換を行っております。さらに環境製品パンフレット。これは一般に渡している製品の性能並びに品質に関するパンフレット以外に、環境に関する配慮事項のみを記載したパンフレットです。インターネットにも掲載しておりますのでどうかご覧ください

それでは、先程申しました、製品に関わる情報公開ツール、NEC版環境ラベル、私どもでは「エコシンボル」と呼んでいるものについてご説明いたします。マークは商標登録して使用しています。エコシンボルとは、お客様に製品の環境性の先進性をアピールするために作ったものです。このマークがついている商品をお持ちであれば、インターネットで接続していただき、クリックしていただくとその情報が皆様方へ入手していただけるような仕組みになっています。さて、情報公開の話の際に公平性と透明性と説明責任が必要

だと申しましたが、いくら自己宣言ラベルといえども、我々なりに適用基準を明確にしておくが必要です。社内でエコシンボルに登録するときには、(表参照)ここに書いてあるような基準を満たさなければなりません。基本的な環境配慮事項を満足していること。この環境配慮事項には2つあり、全社的に共通化した評価基準を満足していることと、製品群別に作成される環境基準を満たしていることが必要です。プリンターを例にあげますと、全社の共通項目と、プリンター用の評価基準があり、双方を満足しないとイケません。製品群ごとの基準も外部に公表しています。そして、2番目として評価基準を満足していることに加え、先進性があることを求めています。少なくとも何らかで世界的にトップレベルであることを求めています。3番目には自己満足では仕方が無いので、やはり情報の透明性が確保されていなければなりません。すなわち、お客様が容易にこれらのデータを手に入る、又は要請に応じて事実を証明することが必要であると考えています。以上3つを満たしてNEC版エコシンボルをつけております。



エコシンボルの具体的な使用方法ですが、(表参照)マニュアルや包装材、カタログ宣伝広告、更にはホームページに記載しています。基本的に製品には貼らないようにしています。その理由は、貼ることでリサイクル性を損なうということがあるということ、それから張ることによってコストが上がるということです。この2つの理由で製品には貼らないようにしています。本年1月より環境ラベルを導入していますが、例えば、製品のダンボールに印刷などしております。このマークがついていると先進的な環境配慮がなされており、ホームページでご覧いただけることとなります。

環境配慮製品パンフレット、『エコロジープロダクツガイド』はお客様に対し、環境配慮事項を直接アピールするために作成しているものですが、製品が発売されるたびに刷新すると印刷代がかかるので、将来はインターネットのみにしようかと考えています。

次にLCAですが、この評価結果も一部外部に公表しております。LCAについては、製品のライフサイクルにおける大気への排出物もしくは水域への排出物を評価するものですが、NECでは5年ほど前より、独自の研究をスタートし、2年ほど前よりコンサル事業にも取り組んでおります。これからお話するLCAの結果は、私どもが開発したLCAと蓄積した環境データベースを使って評価したものです。社内において、評価結果をどのように活用しているかと申しますと、設計者にフィードバックする基礎データとして使用しています。現在はCO²に焦点を絞って評価しており、製品のライフサイクルにおいてCO²の発生量の多いプロセスなり部品の特定をし、新たに設計する際に特定した部分の発生量を減らすようにするということになります。それによって環境ラベルを取得し、社外にもプロモーションができます。例えば、シンプルというパソコンは、液晶タイプなので本体そのものの電力消費量は少なく、こうした製品の場合、製造段階のCO²発生量が相対的に多くなるので、新たに設計しなおす際にCO²削減の観点で言えば、製造段階でも対策する必要があるということがわかります。では、どの製造段階で削減していけばいいのか分析し、当該パソコンの部品の中ではカラー液晶モニターの部品がたくさん発生していることがわかっていくことになります。一方ブラウン管タイプのパソコンですと製品使用時のCO²発生量が1.5～2倍になるので、使用段階の発生量を抑えるような設計をすることが有効になります。LCDの使い方なり構造を変えることによってトータルの削減を図っていきます。このようにデータを設計者に示すことによって、従来にない視点で設計することができます。環境配慮型製品の設計にこのLCAは非常に役立つのではないかと考えております。

次に、環境報告書の話をも簡単にしたいと思います。私どもの環境報告書特徴は、全部で5つあります。まずは先程から申し上げているように、連結ベースの全社報告とサイトレポートの2本立てということです。NECアニュアルレポートを発行すると同時に、6つの事業所、3つの研究所のサイトレポートを作成しています。サイトレポートはまったくの手作りで、A4サイズ3～4枚程度のものを地域の方や自治体に配布しています。環境問題をより身近なものとしてディスカッションしております。NECは非常に多くの子会社をもちますが、子会社も多くのアニュアルレポートを作成しております。


2番目は決算報告書とほぼ同時に発行していることです。決算報告が5月29日ですと、環境報告書を6月1日に発行する形にしています。3番目に内容ですが、生産・製品・社会貢献の3分野で紹介しております。表現方法は、活動内容を極力数値化して、前年度との比較ができるように心がけています。最後に、ネガティブ情報も公開しています。本年は土壌汚染の実態を出しております。

アニュアルレポートは、製品、生産、マネジメント、コミュニケーションの4本立てとなっており、IR室など社内の関連部署と調整しながら作成しております。発行スケジュールは6月発行とすると、作業は10月からスタートし、企画を練り直し、現行の完了が

内部監査の終わる3月末とし、その後全社的なデータを整理し、5月に校正・印刷となります。特にデータについては、電子化して管理していますので、月々データは蓄積されており、3月末には営業年度の最終のデータをもって集計しております。

NECでは北は秋田から南は鹿児島まで29の生産子会社がありますが、そのうち17社は既にそれぞれのアニュアルレポートを作成しております。発行部数は14000部強となります。

先程お話した「新鮮な情報」を提供する手段として、インターネットを活用していますが、そこにはアニュアルレポートに書かれていない様々な情報を毎月掲載しております。98年4月から11月まで環境のホームページのヒット数をみると、2月くらいまではあまり多くなかったのですが、昨年12月より毎月更新したところ3月からヒット数が伸び始めています。10月は11月に開催したNEC環境フォーラムの申し込み受付をインターネットで行った関係で24万件と多くなっておりますが、平均すると月15万件前後となっております。




NECの考える環境会計

★環境活動に関わる
費用(支出)とその効果(収益)を集計
★内部での経営判断データとして活用

◆主な支出と収益の項目

<p>[支出] ●環境設備投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経費 ●人件費 <p>[収益] ●費用削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見なし利益 	<p>(施設運転費、廃棄物処理費、分析費など)</p> <p>(専任者、LCA/グリーン購入実施工数、会議/委員会出席工数など)</p> <p>(電力使用量、廃棄物処理費、化学物質使用量、保険料節約、など)</p> <p>(予測可能リスクの回避、補償・罰金回避、宣伝広告効果など)</p>
--	--

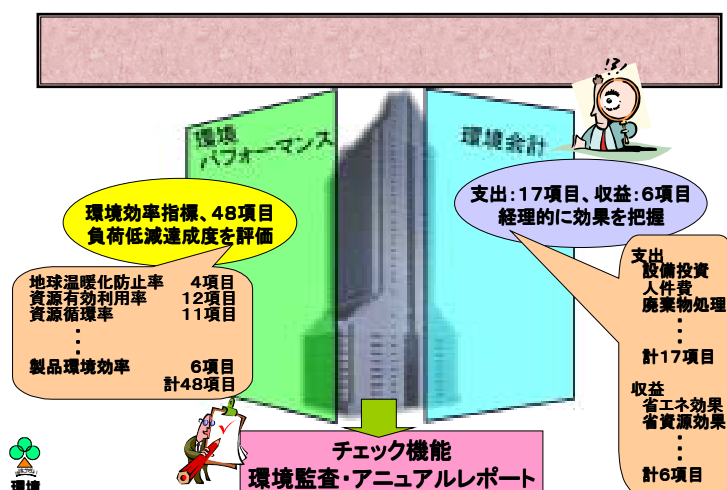


環境情報公開の一つとして環境会計があります。我々は98年度より取り組んでおり、その結果は99年のアニュアルレポートに一部掲載しております。内部の経営判断材料として使っていきたいと考え、現在、支出・収益の定義を検討している際中です。環境設備投資、経費、人件費で、収益に関しては費用削減効果とみなし益としています。この中で一番問題なのはみなし益で、この数字は経理ベースでは算出されません。これをどういう形で導入されるかは、環境庁で行われている議論も踏まえて決めていきたいと考えています。

また、支出の人件費に関しては環境管理部以外の人件費の算出は経理ベースでは出てき

ません。しかし、環境活動は全社員を巻き込んだものですので、その数値は環境監査のデータを活用して算出し、費用削減にも上手に活用したいと考えております。環境会計の導入目的は、社内でコスト意識を高めること、それによって費用削減に繋げていきたいということがあります。そして社員へのモチベーションとしていきたいと考えています。環境会計を実際に取り入れてみて、改めて思うことは、やはり環境活動の基本は、資源をいかに有効に利用するかにあるということです。Sustainable development の基本はお金ではなくて、地球の資源を如何に体制津に使うかというのが大原則です。儲かった、儲からないとは通常の事業企業活動の中でやればいいことですので、我々は環境パフォーマンスを意識し、環境効率 (= eco efficiency) という項目を 42 項目設定し、それぞれの目標を立て達成できたか、また達成したときに費用をかけずに達成したかどうかを環境会計でみることにしていきたいと思っております。環境会計は特別の手間をかけず、環境監査を行えば数値が出てくるという仕組みにしています。

環境活動結果を評価する視点 NEC



情報公開の一つに化学物質の収支管理があります。ご存知のように、工場で使用している化学物質がどこに移動したのかということを確認することで、一つは大気・水質の保全に貢献し、廃棄物の適正な処理、再資源化を促進することになります。P R T R法の対応もさることながら、社内的には削減活動とリスクマネジメントの指標として活用していきたいと考えております。現在ソフトを開発し、導入しております。

環境監査結果については、全社の結果よりもサイト別の結果を公表することが大事であると考えて、サイトアニュアルレポートの中にはその工場の前年度と本年度の結果をそれぞれ載せています。全社的には環境管理レベルを示すものとして公表しております。

本日は環境情報の公開、環境報告書を中心としたシンポジウムですが、私どもは様々な

媒体を通じて情報を提供し、また提供できるような活動を推進して社外との相互コミュニケーションができるように努力していきます。何かご提案をいただければコミュニケーションを改善していけるとお思いますので、忌憚のないご意見を宜しくお願いたします。

〔山口耕二氏略歴〕

昭和20年(1945)	11月	広島県生まれ
昭和43年(1968)	3月	日本大学工学部精密機械工学科卒業
	4月	日本電気株式会社入社 半導体生産設備開発に従事
昭和50年(1975)	10月	新日本電気(株) 出向
昭和51年(1976)	12月	半導体(事)生産技術部(出向より復帰)
昭和61年(1986)	12月	化合物デバイス(事)自動化推進部長 半導体生産設備開発を統括
平成2年(1990)	7月	環境管理部 部長代理
平成5年(1993)	7月	環境管理部長 NECグループの環境管理活動を統括

その他の活動 : 通産省の環境管理規格審議委員会、経団連の地球環境部会、日本電子機械工業会・日本電子工業振興協会の環境委員会の委員など社外活動にも参加。

昭和52年(1977)	11月	NECセミコンダクタ・マレーシア出向 同技術部長
昭和56年(1981)	11月	半導体(事)生産技術部(出向より復帰)
昭和57年(1982)	7月	第2LSI(事)生産技術部 担当課長
昭和60年(1985)	7月	同 自動化推進部 技術課長

「企業は何故、持続可能性についてのパフォーマンスを報告するのか」

"Why should corporations report on sustainability performance?"

<パネリスト資料・履歴>

河口 真理子 ((株)大和総研産業コンサルティング部次長、証券アナリスト)

多田 博之 (ソニー株式会社社会環境部企画室長)

山口 昭 ((株)木の城たいせつ 創業オーナー, (株)冬総合研究所 創設者)

吉田 達雄 (キリンビール(株)取締役社会環境部長)

和田 政信 (日産自動車(株)環境・安全技術部部長)

(敬称略)

司会（村上氏）:

パネルディスカッションは、“企業は何故持続可能性についてのパフォーマンスを報告するのか”というテーマで行います。パネルディスカッションのコーディネーターはアレン・ホワイト博士と環境監査研究会代表幹事でGRIの運営委員でもある後藤さんをお願いいたします。

パネル・ディスカッション

後藤:

只今ご紹介いただきました環境監査研究会の後藤です。これから時間内まで質疑応答も含めて進めさせていただきたいと思います。サステナビリティレポートの課題と方向性について見えるようなディスカッションをしたいと思いますが、最初はパネリストの方に一人7分程度お話いただき、その後アレン・ホワイト博士よりコメントをいただき、その後パネリスト間でディスカッション、そして会場も含めたディスカッションをしていいと思います。まずはGRIのパイロット事業に参加されている北海道の木の城たいせつ社の創業者であり、冬総研というシンクタンクの創業者でもある山口さんをお願いいたします。

山口（木の城）:

木の城たいせつ社の山口でございます。環境の話は難しく、短時間でまとめるのも大変ですので、シンポジウムで言いたいことはレジメに載せてあります。私は住宅の仕事をしておりますが、それが何故環境と関係があるのかというお話をさせていただきます。

発端は今から10年ほど前のことで、グローブ90という国際会議が1990年からカナダ・バンクーバーで始まりました。この会議は2年に1回開催され、来年にはカナダのバンクーバーでグローブ2000が開催される予定です。私はグローブ92から参加し、北方圏の方々に私の50年間積み上げてきた経験から情報を提供しました。実は北海道は北方圏にあります。

私が環境に関わるようになったのは、この仕事を半世紀やってきまして、冬をキーワードに研究してきました。そして冬＝環境ということに気付いたわけです。そして国際化の中で環境問題に取り組んで10年が経ち、外国の方とやりとりをしながら最近やっと整理し、活字やデータに表し、環境問題について世の中に出すことができるようになりました。世界に認められるようになるには、環境問題は欠かすことができません。今回は、取組は早いほうが良いかと思い、手を挙げさせていただきました。

私は「木の事業家 山口昭」です。木の事業は、その木が育つ森林生態系をトータルな視点でとらえ、その生態系を数百年・数千年にわたり持続させることで、自分の企業経営を持続可能にすることができます。私の事業ですが、北海道で成育する樹木のみを活用し、三階三層基準、三世代生活基準、頑丈で百年長持ち基準の本格木造高級注文住宅（ブランド銘は「木の城」です）を、北海道の人々に年平均七百棟提供することです。過去五十年の実績は一万六千棟であり、そこに住む十一万人の生活者から「健康生活満足度No1」の評価を頂いております。

私の生まれ故郷は、日本海に面する北海道の小寒村です。村を東西に貫く千代志別川は、標高千メートルの暑寒別岳に源流を持ち、日本海に注ぐ溪流です。川沿いの狭い流域に、人家30戸が入植すると、畑作として開墾できる場所は、一反に満たない農作地帯不適なところ。村の北側は、雄冬岬の断崖絶壁に続く山岳地帯です。東側は熊が出没する暑寒別岳。南側には急斜面の森林が広がり、その絶壁面の細い山道を二時間かけて歩くと、やっと人里があり、そこで米・味噌・醤油など生活必需品を買うことができました。西側は百二十メートル幅の前浜。ここは漁場として賑やかでした。漁船で五～七時間ほど航海すると港街・小樽。12月～2月の3ヶ月間の厳冬期には、村は外部から殆んど遮断され、文字どおりの「陸の孤島」でした。この厳しい自然環境の中で冬中心の開拓、開発を実践していました。現在この村には、数戸の老夫婦が住んでいるだけです。

私の幼少年時代の千代志別村は、経済的にも活気に満ちていました。春のニシン最盛期には、他所からの出稼ぎを含めると三百人以上の人々が仕事と生活をしていました。父が造った造船所で漁船が造られました。船体の材料は、全部ここで育った樹木です。父の番屋でも、多くの人が働いており、子供心にも皆で働く嬉しさを味わいました。冬に入ると、別の仕事で忙しかった。父は出稼ぎを連れて、森林に分け入り、原木を伐採（造材）し、それをソリに載せ、馬で製材所まで引っ張ってきた。製材所も自前でした。製材品は船材料を除くと、住宅用として船で小樽に運んだ。自前の下駄工場は年中稼働していた。工場用動力は、千代志別川の急流を利用した自前の発電所でまかなった。地域の資源やエネルギーを最大限有効活用していました。馬ソリ、工場備品、漁具、農機具、その他生産用具や生活用具の全てが、自前の鍛冶屋で造られた。製品は、千代志別の風土、漁場、土壌、樹木に適合するよう工夫された。自給自足で循環型社会を実現していました。

私は「千代志別小学校」で読み書き、算数を学んだ。児童二十～三十人だったので卒業まで、複式学級で、たった一人の先生から学んだ。家では祖父から、米一粒を大切にする「もったいない」精神を学んだ。父から、千代志別という有限の世界で、生態系を数千年持続させながら、人間の知恵で付加価値をつける企業経営の精神を学んだ。そして、母からは、自然と人間と地域への感謝の心を学んだ。樹木を例にとると、トー

タルな視点で、根から枝葉に至るまで、とことん活用する「精神と心」を学んだ。

私にとって企業経営とは、地域の生態系を自然のままに循環させながら、その自然の営みの中で、企業活動を行うことです。これは、私の原体験です。五十年に及ぶ企業経験の実績に基づく信念です。これが、ハーバード、プリティッシュ・コロンビア、モンタナ各大学の持続可能性について関心がある研究者たちの、心を強くとらえたのでしょう。結果として、現在の共同研究に発展しました。

私の企業理念・経営のやり方の詳しい内容は、自著「もったいない」、赤池学・金谷年展共著「世界でいちばん住みたい家」、冬総研出版の「バイオリージョン21」及び「冬総研のパンフレット」をご覧ください。また、この持続可能な循環型の実践は、栗山町にあるトータル・システムの基地で木の城に一泊二日で現物を学習していただければ良くわかります〔連絡先(株)冬総研 TEL:01237-2-7777 河合、上総、石田〕。

後藤：

次に、キリンビールさんの今年の環境報告書はGRIのガイドラインを参考に作成されたとのことで、この辺りのお話をいただければと思います。

〔吉田達雄氏レジメ〕

GRIガイドライン公開草案の内容および項目を踏まえた「環境報告書」を作成した経緯

1. 環境方針の見直し

環境問題への対応をこれまでの社会貢献的な位置付けから、持続可能な社会づくりに向けて、環境と調和する企業活動を行なっていく趣旨に見直しを行った。(持続可能な社会は、当社の経営理念である世界の人々の「健康」「楽しさ」「快適さ」のための基盤であると認識)

また、環境問題を品質・コストと三位一体の全身活動(全体活動)として方向づけした。(環境的な側面ばかりでなく、雇用・安全・衛生、社会貢献活動、お客様とのコミュニケーション、さらに苦情等のネガティブなものについても記述することとした。)

2. 企業の役割

21世紀に向けて持続可能な社会を構築していくには、社会を構成するあらゆる主体(国民、事業者、国、自治体等)が、自らの問題として取り組みとともに、お互い連携していくことが不可欠であると考えている。

3. 今後の活動

ガイドラインの中でも指摘されているが、今回は環境・社会・経済的なパフォーマンスの項目を列挙するにとどまっている。今後は環境保全活動をより推進するとともにその棚卸しとして報告対象項目を充実させ、項目相互間の関連をより明確にし、統合された報告書を目指していきたい。

吉田：

キリンビールの吉田です。レジメにもありますが、もう少し具体的に、GRIの公開草案に基づいて環境報告書を作成するにあたって苦労した点、どういうことを考えたかなど、ノウハウ的なお話をしたいと思います。

まず、環境方針の見直しとありますが、発端は昨年環境報告書を作成した後、他社の素晴らしい環境報告書を読んで、私どもの環境報告書で何が足りないのか反省したことにあります。

その反省は3、4つあったのですが、1つは経営トップ自身のコミットメントがなかったという点です。2番目にビール業界は4社あり、それぞれ環境報告書を出していますので、読み手から見てデータの基準は揃えたほうが良いだろうと、今回は算出根拠を具体的に書こうとしました。3番目はまだ実現していませんが、先程のNECのお話にもあったように、これからは環境報告書はサイトのものをつけていくべきであろうと考えています。今回はサイトレポートまでできませんでしたが、巻末に工場別の数値を記載させていただきました。以上のような反省点があり、GRIのガイドラインに取り組んだ次第です。

また、私どもの部が設置されて10年になり、その際に作った環境方針が2000年を迎えるにあたりそろそろ古くなってきているということ、21世紀を迎えるにあたって環境ガバナンスをどうするかという点が課題となっていました。そんな中、大勢の人にお話を聞いたり、キリンビールにとって一番必要な環境課題は何かを関係部署の部長からヒアリングを実施したりして、5月にここ5年先の環境課題の整理をいたしました。すると今度は従来の環境理念と齟齬をきたすことになり、それで環境方針の見直しとなったわけです。

私どもでは環境報告書を1996年から発行し、今回で4回目を迎えましたが、ワンパターン化してきているので、変え時であると感じていました。私が環境庁の検証制度の委員になっている関係で、GRIの公開草案をいただき、それならばこれでやってみようということになりました。

我々はドメスティックな、農産物を中心とした企業で環境負荷は大きくないものですから、環境は身近な問題としてできることから取り組みれば良いというスタンスでやってきています。ですから環境報告書を出すからにはできるだけ本音で書こうと思ってます。

当社の環境方針の見直しと同時並行的に、各省庁で循環社会の実現に向けて色々な提言をされていますが、私どもでは、循環型社会とはひとつの形で、つきつめては持続可能な社会を求めているのではないかと理解し、環境方針を見直しております。会社の企業理念は『世界の人々の健康と楽しさと快適さに貢献する企業を目指し』ていますので、まさに持続可能な社会というのは企業理念を実現できる基盤ではないかと考えています。そこで従来の社会貢献的な位置付けから持続可能な社会作りに向けて環境と調和する企業活動を行っていく形の環境方針にいたしました。

持続可能な社会を構築していく上で、社会を構成する国民、企業、自治体それぞれが役割を果たすのは当然ですが、互いが連携していく必要もあります。その中で、企業としてその全体像を見せていくことが必要と考え、GRIを採用することにしました。実際は、解釈が難しく、第三者意見を書いていたいただいたエコマネジメント研究所の森下氏とも議論したりしましたが、記述していないものもあります。

報告書を作成するに当たって工夫したことは、社会・経済的側面についてです。正直、社会環境部として、社会・経済まで触れる権限があるのか、という問題はありましたが、社外に広報している資料を集めればその面も含んだ報告書になるのではと考えました。トップには、社外に発表しているものを一元化して全体像を見せたいと説明しました。

また環境報告書の目玉であります、第三者意見も初めて掲載しております。第三者意見には人によってそれぞれ抵抗がおりになるかと思いますが、私どもでは、森下氏とは以前よりお付き合いがあり私どもの企業をよく理解していただいている方でしたし、また、朝日監査法人は財務上で監査を受けている監査法人ですので、抵抗はありませんでした。このようにあまり無理がないように、できるところからやっていき、来年以降さらに充実させていこうと思っています。

今後の活動ですが、私どもではGRIガイドラインに準拠したとしておりますが、まだまだ項目の羅列に過ぎません。今後は環境側面と経済・社会的側面が統合された形の報告書になることが望ましいと考え、努力していきたいと思っております。

後藤：

日産自動車さんの環境報告書もGRIを参考にされているということでお話いただきたいと思っております。

〔和田政信氏レジメ〕

1999 日産自動車環境報告について

< 日産自動車環境保全活動の歴史 >

日産自動車では 1970 年代から環境への取り組みを本格的に開始し、1990 年代からは地球環境保全へとその活動範囲を広げて参りました。1993 年には環境理念「人とクルマと自然の共生 (Symbiosis)」を策定するとともに、環境方針の策定、環境統括委員会の設置等、全社的に環境問題への取り組みを強化しています。更に、1998 年にはニッサン・グリーンプログラムを掲げ、グローバルに環境マネジメントシステム (ISO14001) 認証を取得するなど、環境保全への取り組みを地球規模で推進しています。日産自動車の環境方針の一つには「環境報告の実施」を明記してあり、環境問題への取り組みを定期的に公表することを宣言しています。今年発行した「1999 日産自動車環境報告書」はこの方針を実行に移したものです。

<環境報告書の歩み>

日産自動車は地球環境保全活動を本格的に開始した1990年には既に環境報告書の前身となる広報資料「自然とともに」を発行しています。その後、「自然とともに」の改訂を定期的に重ね、1998年発行の第6版からは「自然とともに ~Environmental Report~」と改名し、現在の第7版「1999日産自動車環境報告書 ~自然とともに~」と継続的に発行して来ています。

しかしながら、環境報告書を取り巻く社会情勢は日本国内で環境報告書の表彰制度が創設されるなど、特に1997年頃より急激な進展を見せはじめ、我々が環境報告書と位置付けていた「自然とともに」では環境対策の取り組み事例は数多く記載はしているものの、社会のニーズ及び環境報告書の必要要件に下記の点で十分に答えられていませんでした。

- ①事業活動全般
- ②環境負荷の定量的記述
- ③環境マネジメントシステム
- ④環境保全活動の実績
- ⑤今後の計画

他方、我々は「自然とともに」の他に「環境行動計画」「日産環境報告(データ版)」、「自動車リサイクルの取り組み」、「環境ノート」を発行するなど様々な情報開示ツールを用意し、社会からのニーズに合わせた総合的かつタイムリーな環境情報提供を行なって参りました。前述の環境報告書の問題点を解決するため社外のスタンダードや他社環境報告書の調査を実施するとともに、我々の情報開示ツールの振り返りを行いました。その結果、環境報告書をレベルアップし企業全体の環境保全活動をステークホルダーに正しく理解して頂くためには、具体的には章建てや項目の見直し、不足情報の追加が必要であることがわかりました。そこで、「自然とともに」、「環境行動計画」、「日産環境報告(データ版)」の内容を融合させ、一つにまとめるとともに、社会で形成されつつあったグローバルスタンダードに極力沿った内容に改変する事と致しました。

<1999日産自動車環境報告書作成のポイント>

ベースとしたグローバルスタンダードは、環境庁の「環境報告書作成ガイドライン」(1997年6月)、GRIの「持続可能性報告ガイドライン公開草案」(1999年3月)で、その中でも特に環境報告書に求められる必要項目について慎重に検討し、環境報告書のアウトライン・骨格作りに注力し、社会の要求に沿う内容にしました。

新しく見直したポイントは以下の通りです。

- 企業概要をマイナス情報も含めた記載
- 環境報告書の対象範囲の記述
- 経営者声明(社長と環境担当役員の緒言)の記載
- 環境マネジメントシステム(ISO14001取得)の詳細記載
- 持続可能性についての言及(日産環境理念との整合)
- クルマ及び事業活動の環境側面の記述

- 環境アクションプラン（1998年度結果、1999年度計画）の記載
- クルマのライフサイクル（開発、生産、リサイクル）に合わせた環境パフォーマンスの詳細記載
- PRTR情報の定量的な記述（（合計35物質、国内自動車メーカー初）
- 国内全7工場環境データ（空気、水）の記載
- 事業活動全般の環境保全活動の記載（交通流研究、マリーン、オフィス）
- 環境会計の導入、環境保全コスト情報の公表
 - * 環境庁「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間取りまとめ）」を参考に作成。
- 新旧環境報告書の掲載項目比較表の掲載（信頼性、公平性を担保する自己評価）
- 外部コミュニケーションの充実

<環境報告書の継続的改善に向けて>

本年11月に「1999日産自動車環境報告書」は環境庁の環境レポート大賞、優秀賞を受賞しました。しかし、この環境報告書は未だ様々な面で改善点も多いことも認識しています。GRIでは持続可能性の3側面（環境・経済・社会）の結び付き、関連性に重点を置いていますが、「1999日産自動車環境報告書」では環境側面のほんの一部を満たすものでしかありません。また、環境報告書の分野でも企業間の激しい競争がある事を我々は十分認識しており、決して現状に満足はしておりません。

日産自動車では環境対応においてグローバルスタンダードへの適合と情報公開を進め、公平性、透明性を確保して行くことがより一層重要であるとの認識から、環境対応の継続的改善だけでなく、今後、環境報告書を毎年改訂・発行し、環境保全活動に関する情報を積極的に公開していく計画です。次回の環境報告書ではグローバルな活動や社会貢献活動などの情報を追加する等、継続的改善を図っていく所存です。

和田：

日産自動車の和田です。私のいる部署は環境安全部といい、環境と同時に安全をやっていますが、今日は環境に絞ってお話したいと思います。レジメは建前的に書いてありますが、今日は本音ベースでお話したいと思います。

私達は、これからは環境と安全の時代がくるだろうということで、1989年に環境安全部を設置しております。

私自身は最近この部にきましたが、何をしたらいいのかと悩みました。やはりミッション、理念がない動かないだろうと考え、環境理念＝「人とクルマと自然の共生」を作り、やってきています。GRIのガイドラインも理念を書きなさいとしてありますが、こうした流れを見越したのではなく、まず動くために作っております。その後、ISO14001の認証を取得しなければいけないのではないかと考えながら環境活動を一步一步進め

てきているところです。

その中で、環境報告書にどう取り組んできたかということですが、私どもでは何かするときに、P D C Aのサイクルを回すことを基本にしています。その際にやったことは報告しなければいけない。P D C Aを自分たちだけで回していても監査機能が働かないのではないかと考え、環境報告書的なことを早い時期から取り組んでいました。

当初は試行錯誤で、『自然とともに』という自動車にとって環境問題とは何で、どのように取り組んでいるかを示した解説書のようなものを作っていました。次に環境行動計画というものを作りました。会社として環境問題にどう取り組んでいくかを別に出しています。その行動計画の結果として『環境報告』を出し、さらに新しい自動車が出ると、その自動車が環境にどういう負荷を与えるかという『環境ノート』という形で皆さんに報告する仕組みにしていました。全部を理解するにはこれら4つの資料を見なければなりませんでした。これらを1本化したものが『1999日産自動車環境報告書』です。

まとめるにあたって、スタッフが悩み、G R Iガイドラインに沿って作ったらどうか、ということで採用しました。私たちの資料とガイドラインとどのような齟齬があるかをみたところ、4つの資料を足し合わせると大体の項目は埋まっていることがわかりました。環境報告書にもその比較表を掲載しております。そこでガイドラインに沿って項目を決めました。また、マイナス情報を出すことに経営上抵抗もありましたが、ガイドラインを示しながら社内を説得して歩きました。

項目が決まり、その後わかりやすいようにするにはどうしたらいいのかということを考えました。もう1つは、自動車はC O 2の排出量を見ると、お客様が使用される間の排出量が総排出量の87%を占めることとなります。その他、素材と車を製造する間の排出量が約10%、残りが車をメンテナンスとリサイクルする際の3%となりますので、環境に対しては特殊な商品ではないかといえると思います。この点を環境報告書のユーザーにどう理解していただくのかというのが一番苦労した点です。従って環境報告書の書き方もL C A的なものを取り入れ、設計段階・製造段階・使用段階・廃車処理でどういう環境負荷を与えるのかを書かせていただきました。

また、環境会計ということで環境投資をしているかを表すのも難しいところでした。環境投資の金額は把握しやすいですが、先程申し上げましたように自動車は使用されている間の環境負荷が高いものですから、エンジンに対する投資が環境問題につながってきます。ところがエンジン自体は動くことがその機能であり、むしろその結果排気ガスをだすのが環境問題であり、また騒音が環境問題となります。とすると、排気をきれいにするため、音を小さくするためにいくら投資をしたのか、見積もるのが難しくなります。今後はこの計算根拠をはっきりさせようと考えています。

今後の継続的改善点は、現在の環境報告書は日本国内の話を書いているのですが、販売

台数で多い海外のことを書いていくことです。また、今はグローバルなエンタープライズとして取り組む課題と、地域の環境問題が全て含まれていますし、個々の車に関しては別の冊子になっているので、これらを如何にユーザーの方にわかりやすく、タイムリーに提供していくかが課題です。私どもでは“環境報告書”としては第1号を出したばかりですので、少ない経験から申し上げますと、以上のようなこととなります。

後藤：

ソニーの多田さんに次をお願いします。ソニーさんも世界的に活動している企業で、GRIに参画しているACC Aのロジャー・アダムス氏より多田氏をパネリストにという推薦もいただいております。

多田：

多田でございます。私どものソニーは、今お話いただいたキリンビールさん、日産自動車さんのように、まだGRIガイドラインに沿ったのレポートを出しておりません。しかし、本日は“何故企業が持続可能の報告をしなくてはいけないのか”というのがテーマでありますので、私なりにお話をさせていただこうかと思えます。タイトルだけを見ますと単純に見えますが、複雑な要素を含んでいると思っています。まず、主体が何故企業なのか、そして何故持続可能性なのか、パフォーマンスなのか、何故報告するのかなどの大事な要件が入っています。これら複数の要件の中で大切なのは「持続可能性」という概念をはっきりさせることです。これはここ数年言われている「環境」とは重なるところはあるけれども、また違う概念で、この「持続可能性」の定義をすることがスターティングポイントになると考えています。

先日、TVで駅伝を見ていたのですが、あのたすきを次々に渡していくというのを見て持続可能性を連想いたしました。と申しますのも、現在の文明は走りながら道路を壊しているようなもので、矛盾を内包しながら社会があります。これから次、その次の世代くらいにはたすきは渡せるでしょうが、さらに先まで渡すことができるのか、私はかなり心配しています。そして、今の文明が持続可能でないものであるとすれば、これを再設計しなければならないと考えます。社会変動を起こさなければなりません。そのためには、企業を含めた色々なセクターがアクションを起こさなければいけません。アクションを起こすための大事な要素には2つあり、一つがコミュニケーションであり、もうひとつがエデュケーションであると私は思っています。

コミュニケーションの中心媒体が報告書になります。では報告する際に何をコンテンツとするか、これはパフォーマンスになると考えています。企業は当然市場の中で活動していますから、ビジネスパフォーマンスを株主の方に報告するというのが中心であり、その

媒体としてアニュアルレポートなり、有価証券報告書を用いてきました。ところが、昨今企業価値、企業市民というように、企業は同時に社会の中で生きています。残念ながら、企業は環境に何らかの負荷を課しながら企業活動を行っています。私達ソニーもそうです。われわれは、経済的付加価値を生み出す一方で、ビジネスを営むプラットフォームそのものを維持できるのか、たすきを次世代に渡していけるのかを考えなければいけない、そういう企業の責任が問われていると思います。その中に環境というものがあり、さらに大きい概念としてあるのがサステナビリティ = 持続可能性ということであると思います。

GRIのガイドラインは非常に優秀な方が参加されて、非常に多面的に作られています。公開草案が公表されたときのロンドンの会議に参加した際に、これは環境を企業経営の中に価値化しようとする一つの試み、またはそういう試みを促すためのものだと感じました。おそらく環境を価値化するというプロセスは様々あるのですが、まず環境を企業経営の中に内部化する、そして他の経営要素と繋げることではないかと考えます。今の日本の経営を見ますと、環境を語る事が特殊ではなくなり、環境を経営の中に内部化することは先進的な企業はできていると感じています。次に我々がやらなければいけないのは、他の経営要素とつなげ、体系化するということであると考えます。

GRIのガイドラインの非常にエッセンシャルな骨子に、トリプル・ボトムラインがあります。これは、three bottom lines ではなく、triple bottom line になっているのがミソでないかと思います。3つは言うまでもなく、経済的付加価値、環境の健全さ、社会的責任で構成されています。先程キリンビールの吉田氏さんをご指摘されておりましたように、この3つをただ並べてレポートしても、まだサステナビリティレポートとは言えないと思います。企業の最も大きなチャレンジは、この3つの要素をどう繋げるか、その繋げ方そのものが企業戦略であるという気がしています。例えば環境会計は、3つの要件のうちの経済的付加価値と環境の健全さを繋げるひとつのツールになるのではないかと思います。

さて、報告といった場合、企業が主体となって動いているわけですが、これは誰に報告するのか、その情報が誰に届いて、その受け手がどういうアクションをとるかで、またこのコミュニケーションの在り様が変わってくると思います。例えば、アレン・ホワイト博士のお話にあったように、短期の利益を求める市場にサステナビリティレポートを出しても難しい部分があるでしょう。神戸大学の國部先生のお言葉を借りれば、伝統的なステイクホルダーにサステナビリティレポートはどの程度受け入れられるのだろうか、という疑問はあります。つまり、企業も環境なり、サステナビリティを経営の中に取り入れて変わらなければいけないのですが、同時に市場、あるいは社会も変わっていく、いわばヒューマンフェイスを持った市場に変わっていかないと、我々の社会が環境配慮型にならないだろうと思っています。この場合重要なのが、エデュケーションではないでしょうか。企業だけではなく、パブリックセクター、アカデミズム、あるいは後藤さん倉阪さんといった方の優れたNGOがコミュニケーションを取りながらパートナーシップを形成

まず投資家の話ですが、投資家がどう判断するのか若干まとめてみました。今までの投資判断は2つの要素を見ており、低リスク且つ収益性の高いものを選ぶというのが投資の鉄則でした。ではリスクが低いというものを何で見ると申しますと、財務データ、バランスシートが健全であるかということで見ます。また収益力や成長性については今のマーケットシェアですとか、付加価値の生み方、戦略などから予想していきます。今まではこの2つの要因を様々な形で調査して判断していけば、投資は成り立ってきました。

ある種の持続可能な会社が選べてきたのですが、皆さんご存知のように環境の制約がどんどん強まっています。アメリカでは既に顕在化していますが、土壌汚染など、法規制が強化されることで外部費用が内部化されるリスクが出てくるでしょう。

もう1つは成長性に関するもので、環境を考えなければいけないということで、様々な環境ビジネスが生まれてきています。また規制が強化されることで、環境配慮型商品の付加価値が増えてくるでしょう。自動車などではトッランナー方式で省エネを進めていますが、そこでグリーン税制が導入されれば、エネルギー消費の少ない商品が人気化するとか、製品の付加価値に与える影響が変わってくるのではないのでしょうか。様々な企業で取り組まれている環境負荷削減のためにコスト削減、原材料削減は生産効率自体が効率化されていくなど、環境の部分からリスクの部分、収益の部分に影響が出てくるのが明らかになりつつあります。そうなりますと、持続可能の情報、企業がいかに環境に取り組むのかという情報は投資家にとって必要不可欠なってくると考えられます。

では、どういう情報が必要不可欠なのでしょう。キリンビールさん、日産さんのお話を伺って感じたのは、個別の製品情報、個別の環境対策は個々に出すのではなく、統合化しなければならないということです。投資家も統合した情報でないと困るわけです。例えば、環境に配慮している車を製造したといわれても、それが全体の販売台数に占める割合はどれくらいあるのか判らなければ会社全体の評価は不順分と言えます。統合化された情報になって初めて、投資判断に本当に役立つようになるのではないかと思います。GRIのガイドラインも現在は項目の羅列で準拠しているというお話がありましたが、今後統合化されていくと、企業評価に有効な情報になり得ると思います。

レジメには最近話題になっているエコファンドのデータも含めて紹介しておりますが、最後に環境情報の問題点について触れたいと思います。基本的に日本の会社の状況ですが、各社で創意工夫され出されてはいますが、自主的なもので、数値の算定根拠がまちまちで他社比較ができない状態です。やはり投資判断をするには、その会社に競争力があるかどうかは同業他社と比較をしたいということになります。比較ができるような同じような根拠の数字を出していただきたいと思います。出された報告書を見て、果たして企業の環境負荷の全体像となっているのかという疑問が残ります。対象範囲が明確でないと、あるいは報告されていることが本当に全部なのか明確でないといけません。そういう意味でしっかりしたガイドラインがあればこの点は解決されると思います。また報告の対象範

困が明確でないと、財務内容と連動して評価はできません。例えば、海外子会社も含めた連結ベースで出されている財務報告書と、国内だけの環境負荷だけではミスリーディングになることになるでしょう。

現段階で出されている報告書は、様々な読者が想定されています。情報の質にバラツキがあると言えます。投資家的な判断で言うと、ある部分は詳しいがある部分は省略されすぎていて利用できないといった可能性があると感じています。この点でもGRIのようなガイドラインができるとうる難いと思います。

後藤：

発行する側の現状、ユーザー側の話やサステナビリティについてのお話などをいただきましたが、ここまでにアレン・ホワイト博士からコメントがあればいただこうかと思えます。

アレン・ホワイト：

パネリストの方より価値あるコメントをいただいたと思います。要点を5つにまとめてお話ししたいと思います。

まず1つは、サイト独自の情報ということです。明らかに利害関係者の中にはその地域に独自の情報を要求する人々があります。そして全社的なレポートは、地域住民、自治体にはあまり意味がないといえるでしょう。企業ではこれら独自の情報を要する人々への対応を考えています。インターネットの活用、付属資料の添付といったことです。GRIでもこうしたことをぜひやって欲しいと考えています。なぜならば、施設・サイトの情報は、企業全体の情報に信頼性を与えますので、非常に重要だからです。

そして2つ目は業界についてです。パネリストは様々な産業界の方ですが、それぞれの業種はそれぞれの社会・環境・経済における独自の問題を抱えておられるはずで、今のところGRIで焦点を当てているのは、核となる情報です。それはどの業界、どの国の企業であっても当てはまるような情報です。例えば、地球温暖化ガスは、どの国にも当てはまります。企業の報告のうち、この核となる情報が大体50~60%を占めるでしょうか。それからその業界に特有な情報をこれに付け加えていくこととなります。これは時間がかかるとは思いますが、我々でもこうした業界ごとの情報は重要であると考えています。

3つ目は、報告のバランスと深さという点です。我々の用語には3つのレベルがあります。Area(分野)、aspect、そしてindicator(指標)です。AspectはISO14001に合わせた物です。ガイドラインに載っているものは、同じように全ての企業、全ての業界に適用できるわけではありません。ですから、我々はISOに似たアプローチをして、そのビ

ビジネスにおける‘ aspect ’ = 側面を特定して欲しいと考えています。ISO14001 のようなやり方をして、一步一步定義をしていく、ビジネスのどの側面が重要なのかを洗い出す、システムチックなアプローチが必要でしょう。全ての業界と同じ深さを必ずしも見るのではなく、企業が自分で大きな側面、大切なポイントを特定すれば良いと考えます。

4つ目は、徐々に進めていくアプローチ、段階的にレベルを上げていくという点です。パネリストの皆さんもおっしゃられていたように、時間があって初めて先に進めると思えます。冒頭のように範囲をグローバルに広げていく、もしくは製品から企業全体へと広げていく。最初に環境を取り上げ、次に社会的側面、経済的側面に触れていく場合もあるでしょう。歴史的に見ても、財務報告は75年以上の歴史がありますが、環境報告書はまだ10年足らずです。ですからプロセスの初期で、さらに持続性報告の歴史は浅いのです。GRIでも、企業同様に辛抱強くやっていきたいと考えています。方向さえ正しければ、少しずつ進むのでもかまわないと思っています。全てが学習のプロセスで、これが持続性報告と言えるでしょう。

最後の点ですが、企業の使命ということです。これが持続可能性ということにどう関係するかというお話をパネリストの方もされていました。GRIのほうでは、試行のプロセスを進め、それにより企業やステイクホルダーが企業の経営・製品を新しいやり方で考えるようなプロセスにしたいと望んでいます。企業が、どうやって持続可能な開発をあるいは発展を解釈するかという難しい質問が重要になります。例えばキリンビールはビールを売るのがリフレッシュメントを売っているのか。ソニーはハードを売るのが、ソフト・サービスを売のかなどの根本的な疑問があって初めて定義をしていくことができるのです。将来企業がチャレンジをしていく元にもなります。社会的・環境的・経済的価値を付加した形で提供するための重要なプロセスとなるでしょう。

後藤：

パネリストの方にまたご質問し、1～2分でお答えしていただきたいと思います。最初に木の城たいせつ社の山口さんにですが、持続可能性について、報告書を作るというレベルではなく、経営自体で課題を感じておられましたら、お話いただきたいと思います。

山口：

情報提供するシステムが整理できていません。小さな企業ですし、走りながら作っているというのが実態です。ただ皆さんにご理解いただきたい点は、環境問題といえば総合的という言葉と複合的と、統合的という言葉3つあるかと思っています。これを立体化して統合していけば環境問題の解決に非常に繋がるというのが私の実感です。

後藤：

キリンビールの吉田さんに、サステナビリティという観点で、これらを統合する際に感じている課題をお話いただけますでしょうか。

吉田：

環境方針を審議する経営層の会議で、やはり持続可能性とは何だという質問が相次ぎました。私どもでは環境と経済の調和が取れたものが持続可能性な社会ですよとってはありますが、アレン・ホワイト博士のお話にもあったように、持続可能性とは常に自問自答しなければいけないと感じています。そうしたこともあり、今回初めて支社・工場を全部回り、環境問題について、こういう方針で今後は行いたい旨説明を行い、現場と刷りあわせいたしました。これからは環境問題は本社中心でやるものではない、地域と一体となって、さらに関係会社を巻き込んでやっていかないと、「持続可能性とは何か」という答えが出てこないのではないかと感じています。

後藤：

日産自動車の和田さんに質問ですが、国内の情報に偏っており、今後はグローバルに広げていきたいというご発言がありましたが、グローバルにしていくことの難しさについてとサステナビリティについてお話しいただければと思います。

和田：

サステナビリティには環境・経済・社会の側面があると先程から言われていますが、従来はそれぞれ aspect があって、それぞれの観点でみてきていた。しかし今や環境という側面を判断する上で非常に大きな要素になってきて、入れないと決定できなくなっているのだと思います。端的な例を挙げれば、自動車はいつもエネルギーが問題に取り上げられ、石油はいつまで続くのか、石油を使ったらどういう経済性があるのだろうか、環境に対しどういうインパクトがあるのかなどの問題が出てきます。従来は原油があればガソリンを使ってもいいという判断だったのですが、最近は車の排気をどこまできれいにできるのか要求されます。結局、社会・経済問題を判断するときにキーになるのが環境であると私達では考え、サステナビリティに取り組んでいます。リサイクル問題も同じでしょう。経済的問題でもあるけれど、環境というファクターを抜きにしては考えられない。判断をする上で環境がキーになってきたと思います。

グローバル化の件ですが、仕組みはできているのですが、連結財務のように良いシステムがないので、纏め上げるのに時間がかかるのではないかとことです。先程アレン・ホワイト博士のお言葉にもあったように、一步一步やってきているので、それを

着実に広げていきたいと思えます。そうしないと私どものモットーである、やったことをきちんと報告するということは達成できないと考えています。

後藤：

ソニーさんは以前より優れた報告書を出されていますが、今年はマルチナショナルな企業として進歩した報告書を作成されたと感じています。そこで多田さんには、前回と今回のもので、工夫と苦勞された点をお話いただければと思います。

多田：

実はあまり進歩したとは思っていません。GRIを含めてレポートを取り巻く社会環境、プラットフォームが良くなり、その前進に促されて我々のレポートも少しは成長したのかなぁという気がします。今後の課題として感じていることは沢山あり、ある著名なヨーロッパのコンサルタントに見せたところ、less interesting と言われました。現在の私どもの環境報告書は、パフォーマンスの情報開示はしているのですが、持続可能性をソニーはどう規定しているのかといったフィロソフィーがないというわけです。勿論感じ方の個人差はあるでしょうが、私も実はそう感じていて、こうした部分も加えていかなければいけないと思っています。

また、先程アレン・ホワイト博士が、5つ目に fundamental question とおっしゃられました。会社のビジネス内容をどう規定するかは非常に鋭い指摘で、私どものビジネスもドラスティックに変わってきています。ハードウェアだけでなく、コンテンツビジネス、ディストリビューションとかです。今の報告書はハードの環境負荷にかなり焦点が絞られているので、ではコンテンツではどうコントリビューションするのか、またディストリビューションと言ったときに、21世紀ネットワーク社会になって今の世の中と環境負荷はどう変わると考えているのかなど、踏み込んだ記述がまだできていません。また報告書を作るチャンスがあればそういったところも取り組んでいきたいと思えます。

後藤：

もう一方、エコファンドが日本でブームになっていますが、これがサステナビリティに及ぼす影響をお話いただければと思います。

河口：

社会的には話題になっていて、一線を越えたと言われていますが、どのくらいの規模かと申しますと、日本は個人資産で投資信託の規模は 29 兆円ございます。エコファンドはこの投資信託の中の、環境に配慮したものを選ぶというのですが、12月7日現在取り扱

い4社の合計額が1,585億円となっています。つまり投資信託の全体からすると0.6%です。これをどう捉えるかになります。当初、エコファンドについて市場関係者は成功しないだろうと推測し、50億円程度とされていました。それからすると1,585億円というのは素晴らしい成果と言えるでしょう。また、投資信託のレベルからすれば1%にも満たないとは言え、社会的関心を集め一般の人にも金融商品の中にもエコというジャンルがあることを知らしめたこと、企業に評価される際に環境の情報も必要で、問い合わせに対応するにはそれに関する情報も整理しておかないといけなくなったという点で影響を及ぼしています。新聞紙上の証券面で外国人が買った、投信が買っているなどのコメントが記載されるのですが、エコファンド関連銘柄という言葉が紹介され、エコファンドで好まれて変わる会社生まれてきています。つまり、固定ファンのある銘柄になり、株価が下がってきてもそういう人々が購入してくれるかしれません。そういう面で、投資家の中にエコという言葉が浸透していく効果もあるかと思えます。エコファンド自体の規模はまだ小さいですが、広がっていく余地はありますし、普通の投信の中にISOの認証取得しているか否か等が基本項目として取り入れられるといった横への広がりもあるかと思えます。

後藤：

では、会場のほうからも質問を受けたいと思います。

会場1（大学教授）：

持続可能な開発に確立した定義がないというお話でしたが、ご参考になるような説をご紹介したいと思います。研究の中で環境クズネツ曲線というものがかなり取り上げられております。クズネツという経済学者が唱えた、経済成長と所得格差の関係を表した曲線を応用したもので、経済が発展すると環境の負荷が高まるけれど、ある一定のレベルを超えると、環境投資などがなされることによって、環境負荷が小さくなるというものです。これが実証されれば、それがサスティナビリティの一つの証明になると思います。また、エコロジカル・フット・プリントがあります。各国が経済活動のためのどれだけ土地や海面を踏みつけているかを示したのですが、持続可能性のことを考えれば、どこまでフットプリントが許されるかによって規制をしていくことになるでしょう。同様に、オランダのNGOが提唱したエコスペースというものもあります。

会場2（弁護士）：

持続可能性ガイドラインは、報告書を見やすく、比較可能性をもたせるのに非常に有意義だとは思いますが。このような拘束力がないけれども一つの規範となるものを、ソフト・ローと言い、環境面でも国際的に重要になってきつつあります。ただ、ソフト・ローの場合には、どういう風に実施していくか、その効果を確認していくかなどを社会全体で認識

していきませんか、定着していかないという問題があります。これらをGRIとしてどう考えておられるか、アレン・ホワイト博士にお聞きしたいです。

アレン・ホワイト：

最初のご質問も併せてお答えします。まず、持続可能性の定義、エコロジカル・フット・プリントなどに関する件ですが、持続可能性の定義に関しては、私達は故意にその定義を書いておりません。この公開草案に対する批判の一つに、どうやって持続可能というものを直接的、そして明確にガイドラインに統合していくのかというものがあります。例えばある会社が二酸化炭素を排出している。どの程度であったら持続可能なのかという明確な数値があり、それに対してのパフォーマンス結果を出すべきだという話です。これらの点をマクロのレベルまで上げて、持続可能性報告書の話をするべきだということですが、まだ議論中で解決しておりません。GRIの永続的な機関ができたときに活動の範囲がどうなるかということにもなるでしょう。新しい機関は、GRIを守っていく、あるいは改善していくことになりませんが、それ以外にも果たすべき機能はまだ沢山あります。実施についても、検証の問題があります。監査員を認証するのか、あるいはGRI自身が監査するのか、情報の分析などをすべきかなど様々なことが考えられます。こうした質問に対する答えはまだ出ておりません。新組織が生まれるまでの2年間の移行期間に答えを出す予定になっています。これらに関しても是非皆さんのご意見をいただければと思います。

会場3（研究者）：

ソフト・ローに関してまたアレン博士にお聞きします。このシンポジウムでは企業のみから見た環境報告書はどうかというお話が出ていますが、環境報告書は役所対策であるということもよく言われております。今後、GRIガイドラインを採用しているということで、役所を干渉させない免罪符になってしまうのではないかと危惧しているのですが、いかがでしょうか？

アレン・ホワイト：

GRIと規制当局との関係は今後どうなっていくかというご質問かと思いますが、これまでのところ、意図的に、GRIは政府当局から独立した形でやってきています。自主的であり、政府のプログラムではないというのが基本コンセプトなのです。GRIが発足して2年経過し、関心をもたれているのは実感していますが、政府に関心を持って欲しいとも、またその逆も思ったことはありません。将来どうなっていくかは、政府そのものの決定によるでしょう。どこかの政府がGRIのガイドラインを規制として採用するという可能性は1つとしてあると思います。実際にアメリカ環境保護庁ではそうしたことを検討するグループもいます。ただ、我々自身はどうするかということは思っておりません。

会場4（コンサルタント）:

持続可能性となると、社会的、経済的側面の認識の違い、もしくは理解が難しいというのがあると思います。私自身は、日本で企業の社会的側面というと、メセナやフィロソフィーなど、利益をどれだけ社会に還元しているかということに指すと理解していました。ただ、本日のご講演を聴いていると、コーポレートガバナンスという表現してられるように、企業の倫理感が社会的側面に非常に入っていると感じましたが、どうでしょうか？

アレン・ホワイト:

社会的側面に関するよりよい定義はどういうものか、コーポレートガバナンスと社会的側面がどのように繋がっているのかというご質問だったと理解してお話します。確かに、社会的側面の報告内容についての一般的な合意はありません。GRIでは社会的側面を明確にしようと努力しておりますが、人によっては見解が異なります。ある人は労働組合、従業員に対する待遇、児童就労、賃金をいい、他の人は従業員教育、地域住民、社会資本を積み上げることなどを言います。まだかなり入り組んだ、難しい挑戦だということはご理解いただけるでしょう。ただし、社会的側面は文化に依存しない形で考えなければならぬと考えています。例えば、汚職、賄賂などの問題がありますが、この言葉をインド、メキシコ、日本、スウェーデンなどの国で使うと、かなり意味合いが違ってきます。文化によって、地域によって違いが出てきてしまうので、難しい問題です。ある意味では環境問題より難しいかもしれません。

後藤:

社会経済指標の開発は遅れており、ガイドラインの中にもそのように書かれています。パリの会議でも social indicator のワークショップがあり、どうしようかという議論をしており、今後の会議でも予定されているということをご申し添えさせていただきます。

倫理的という部分もありますが、ガイドライン日本語版の46Pに参考例として表も掲載されております。これが全てではありませんが、開発中のソーシャルにこうしたことを考えているとご理解ください。

パネルディスカッションは以上で終了させていただきます。本日は長時間にわたりましてご清聴いただきどうも有難うございました。

パネリスト略歴〔敬称略／五十音順〕

● 河口真理子

1986年大和証券入社。外国株式部、投資情報部を経て95年に大和総研に転籍。企業調査部を経て現在産業コンサルティング部次長。日本アナリスト検定協会会員、バルディーズ研究会運営委員、環境監査研究会会員。

調査・研究テーマ：企業の環境面からの評価手法、環境パフォーマンスと財務評価をいかにリンクさせるか。環境報告書。P R T R。「環境情報デイスクロージャーと企業戦略」(共著)。

● 多田博之

1986年 ソニー株式会社入社。

新規ビジネスの立ち上げ、営業企画、セールス、マーケティングなどに携わる。

現在、社会環境部企画室 室長。

コーポレート全体の環境に関する企画、戦略立案を担当する。

環境庁 < 環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン検討会 > 委員、< 政府活動のグリーン化促進のための新たな仕組み等検討委員会 > 委員を務める。

環境カウンセラー。

環境レポート、環境会計に関する論文、講演多数。

● 山口 昭(生年月日：昭和6年10月1日)

会社住所：北海道夕張郡栗山町旭台1-15 郵便番号：069-1592

電話：01237-2-6611 ファックス：01237-2-1640

役職：(株)木の城たいせつ 創業オーナー / (株)冬総研 創設者

業種：トータル・ライフ・クリエイター

社歴(概略)：

昭和25年 宮大工に弟子入り

昭和35年 (株)匠建設を設立

昭和63年 社名を(株)木の城たいせつに変更

- 現在までに1万6千棟以上の「木の城住宅」を建設

- 年間平均建築棟数：約700棟

- 従業員数：900名

- 関連取引業者数：300社

冬総研活動(概要)：

平成4年3月 バンクーバーにて開催された第2回グローグ'92に参加

平成6年3月 バンクーバーにて開催された第3回グローグ'94に参加

平成6年3月 アンカレッジにて開催された第6回北方都市市長会議参加

平成8年3月 バンクーバーにて開催された第4回グローグ'96に参加

平成10年3月 バンクーバーにて開催された第5回グローグ'98に参加

平成10年11月 マサチューセッツ州ケンブリッジで開催されたハーバード大学シンポジウムに参加。シンポジウムのテーマは：
「健康、安全性、エネルギー及び環境に配慮した住宅設計」

共同研究：

平成6年7月 モリーン&マイク・マンズフィールド・センター及び
モンタナ大学と共同研究書に調印

平成8年2月 ハーバード大学公衆衛生大学院と共同研究書に調印

平成8年6月 プリティッシュ・コロンビア大学と共同研究書に調印

平成10年2月 東京大学と共同研究書に調印

著書：

平成6年8月 自叙伝「もったいない」をダイヤモンド社より出版
現在までに17万部を突破。

平成11年10月 「もったいない」第22版印刷

- 吉田達雄

キリンビール株式会社取締役社会環境部長。

1964年一橋大学経済学部卒業後、キリンビール株式会社に入社。その後、1995年社団法人ビール協会常任理事、ビール酒造組合専務理事。1998年キリンビール株式会社社会環境部審議役を経て、同年より現職。

- 和田政信

1947年10月6日生まれ

1970年:日産自動車株式会社入社、第一車両設計部(設計管理、海外法規・認証)

1978年:ニッサン・ヨーロピアン・テクノロジー・センター(ブラッセル)社(ベルギー駐在、欧州法規・認証)

1984年:設計管理部(海外法規認証総括、海外開発会社設立検討)

1984年:設計管理部 課長(海外法規・認証統括)

1988年:海外車両設計部 課長(アジア設計会社企画、ISO歩行者保護WG議長)

1991年:米国日産自動車製造会社 Director (米国駐在、国産化、JDパワー)

1993年:日産リサーチ&ディベロプメント会社 Vice President (米国駐在、開発管理・総務)

1996年:日産自動車 環境・安全技術部 次長 (法規適合性)

1998年:日産自動車 環境・安全技術部 部長 (環境統括委員会事務局長)

GRI ワークショップスケジュール

1999 年 12 月 17 日

Workshop 1

13:30-15:00 セッション1:測定指標やパイロットテストについて

The GRI Process: Benefits for Companies/How to get involved

Facilitators: Dr. Allen White, Dr. Deborah Savage

後藤 敏彦 (環境監査研究会 代表幹事)

Workshop 2

15:30-17:00 セッション2:第三者検証について

The GRI Process: Assurance and Verification

Facilitators: Dr. Allen White, Dylan Tanner ERM/Yokohama

倉阪 智子 (環境監査研究会 代表幹事)

セッション1:測定指標やパイロットテストについて



21世紀における企業説明責任の推進



Slide 1

GRIの使命

- 企業の持続性報告を財務報告と同等の水準に高める。
- 持続可能性のための3つの次元:環境、経済、社会、を反映し、標準化された報告書ガイドラインを策定する。
- 永続的、効果的な推進制度を確保する。



Slide 1

なぜ今GRIか？

現在の提案者

- 企業
- 民間団体
- 政府

現状のまま

- 散漫な
- 単一の関係者
- 自己中心的
- 複数
- 冗長な
- 混乱

GRI

- 調整された
- 複数の関係者
- 信頼性
- 統合的な
- 効率的な
- 標準化された



Slide 1

GRI Guidelines -- 内容項目一覧

前文

1. なぜこのガイドラインが作成されたか
2. このガイドラインはなにを規定しているのか
3. このガイドラインは誰が使うのか
4. このガイドラインの有用性
5. このガイドラインの構成
6. 一般的な報告原則
7. このガイドラインを使用する際に考慮すべき注意事項
8. 報告書の第3者審査/検証
9. 他の報告書ガイドラインとの関係
10. このガイドラインの継続的進化



Slide 1

GRI Guidelines -- Table of Contents Cont.

主項目

1. 最高経営責任者の緒言
2. 主要指標
3. 報告主体の概要
4. 方針,組織体制、マネジメントシステム
5. 利害関係者との関係
6. マネジメント・パフォーマンス
7. オペレーション・パフォーマンス
8. 製品パフォーマンス
9. 持続可能性についての概要



Slide 1

GRI Guidelines -- Table of Contents Cont.

付録

Appendix A: 報告にあたっての一般原則

Appendix B: 解説的注釈

- 社会的、経済的分野と側面
- Guidance for Part 7:オペレーションパフォーマンス
- Guidance for Part 8:製品パフォーマンス
- Guidance for Part 9:持続可能性についての概要



Slide 1

問題の所在 最高レベル

- ・入門レベルの報告者と先進的報告者にとっての適切性のバランス
- ・持続可能性報告と環境・社会・経済パフォーマンス報告という用語法の調和
- ・欠けている、社会・経済要素
- ・このプロジェクトが本当にグローバル化するに際しての課題
- ・求められる情報の更新頻度
- ・オン・ラインでの報告をどうとらえるか
- ・このような報告を政府の法規制に統合する考えや意向の問題（例、報告の見かえりとしての規制緩和）



Slide 1

レベル1：GRIと一般的な報告

- ・入門レベルの報告者と先進的報告者にとっての適切性のバランス。
- ・単一の報告フレームで括りきれるか。
- ・持続可能性報告と環境・社会・経済パフォーマンス報告という用語法の調和
- ・このプロジェクトが本当にグローバル化するに際しての課題。
- ・特に、各国・地域での採用にあたっての障壁と機会
- ・求められる情報の更新頻度
- ・オン・ラインでの報告をどうとらえるか
- ・このような報告を政府の法規制に統合する考えや意向の問題（例、報告の見かえりとしての規制緩和）



Slide 1

レベル：2（拡張）

- ・ 全体的印象
現在の形（例、フォーマット、長さ）は受け入れ可能か？
求められる情報の量は？
 - ・ 全体としての文書構造
4部構造（はじめに、前文、ガイドライン、付属資料）は最適か？
各セクションの有用性と中身についてコメントされたい。
代替となる、どのような全体構造の提案があるか
- 例：前文は明快か？
どの付属文書が有用か（もし、あれば）
どんな追加物が役に立つか



Slide 1

レベル：2（拡張）

- ・ 中核的ガイドラインの構造
中核的ガイドラインは現状、順序も規定した9パート構造になっている。
どのような代替構造の提案があるか？
- ・ 包括性（網羅性）
持続可能性に関連する全ての分野をあらわしているか？
何が欠けているか？ なにを除くべきか？
- ・ 明快性
含まれている情報項目の内容及び意図の明快性は？
ガイドラインの各パートの背後にある目的は明快か？



Slide 1

レベル：2（拡張）

- ・ スペック性（必須項目） 対 柔軟性
ガイドラインは、報告者間の比較可能性と、個々の報告者とステークホルダーに対応できる柔軟性、のバランスを追求している。
このバランスは達成されているか？
- ・ 持続可能性についての概観
ガイドラインは明快か？
報告書にフィットしているか？
このコンセプトをa.展開し、b.意見交流する、より良い方法があるか？
- ・ 文化的特異性
用語の選択は（適切か）？ 情報項目の選択は（適切か）？



Slide 1

セッション 2：第三者検証について

持続可能性報告書の保証 日本のステークホルダーのためのワークショップ

1999年12月17日

アレン・L・ホワイト博士
テラス研究所 副代表
GRI 運営委員会 副議長



Slide 1

保証の側面

- ◆なぜ？
- ◆どのような文脈で？
- ◆何を？
- ◆誰のために？
- ◆誰によって？
- ◆いつ？



Slide 1

なぜ持続可能性報告書を保証するのか？

- ◆アカウンタビリティ(説明責任): 特定された責任や要求事項のパフォーマンスに関して他者の「質問に答えられる」ようにする義務。
- ◆ここでいう「責任」とは、信頼でき、漏れが無く、正確な、環境・社会・経済の情報をいう。
- ◆アカウンタビリティはアカウント(説明・勘定)の定期的な提供を要求する。
- ◆このようなアカウントが信頼されるためには、「保証」されなければならない。

.....つまり、企業のアカウンタビリティという目的を果たす1つの方法が保証なのである。



Slide 1

文脈？（１）

保証に関しては、価値ある動きが数多く展開されている。たとえば、

- ◆環境／持続性可能性報告書の中のステートメント
- ◆社会／倫理監査国際会計士連盟／国際監査実務委員会—環境報告保証基準
- ◆EMAS／事業所の「ステートメント」の検証
- ◆SA8000／CEP
- ◆AA1000／ISEA
- ◆ISO14001など
- ◆日本での動き



Slide 1

文脈？（２）

... G R I のチャレンジ（挑戦）--これらが互いにどうフィットするかを理解し、保証活動に関するガイダンスや認証において G R I がどのような役割を果たすべきかを判断する



Slide 1

何を保証するか？

- ◆情報の正確性(質的情報と量的情報の両方)？
 - ◆情報の集計に関わるプロセスの質(例:情報システム、ステイクホルダーの関与)
 - ◆GRIガイドラインおよびその報告「ルール」への準拠？
 - ◆報告書作成企業が持続可能性と調和する企業活動にむけて継続的改善を示しているか？
-これらはみな、保証の目的として正統である:それぞれ、保証活動の範囲や手順については示唆するものがある。



Slide 1

誰のために保証するのか？

- ◆財務報告書と比較すると、持続可能性報告書のユーザーは極めて多様である。
- ◆主にプロセスは気にする人もいれば、結果を気にする人もいる。
- ◆情報を解釈することについて十分な経験を持つ人もいれば、初心者もいる。
- ◆現行のアプローチは非常に多様:社会監査人、環境コンサルタント、EMS審査員、等
- ◆GRIは、ユーザーが何を期待しているか、これが報告書作成企業や保証提供者の視野とどのように調整されるかについて、協議を重ねることによって、注意深く見定めていかねばならない。



Slide 1

誰によって？

- ◆財務報告書はプロフェッショナル団体が資格認定した保証専門家に依拠している。
- ◆ISO9000と14001も同様に、承認された団体が資格認定した専門家に依拠している。
- ◆環境報告書は通常、コンサルタントによって行われており、公的な資格認定ではなく評判に依拠している。
- ◆持続可能性報告書については、これまでのように専門家に依拠するのでは、多様な「非専門家」にステイクホルダー・グループのすべてに対して信頼性を獲得するには不十分かもしれない。



Slide 1

今後の展望

- ◆GRIは保証の意義を定義しなければならない。
 - ◆GRIは持続可能性報告書の保証の範囲と深さについて、現実的な期待が形成されるよう、手を貸さなければならない。
 - ◆GRIは保証活動についてどこまで関わるべきか(原則？基準？方法？研修？保証者の資格認定？)を決断しなければならない。
 - ◆GRIは保証への関与の最適なタイミングを検討しなければならない。
-こういった重要な問題について、GRIは様々な四点から意見を求める。



Slide 1

GRI ワークショップ 1999年12月17日

報告書の第三者認証 ERMの見解と実績

Dylan Tanner
ERM 日本代表事務所



ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

ERM グループ

- 25ヶ国・100拠点以上で事業展開
- 2500名の環境専門家
- ISO9000認証取得済
- 年間売上高: 3億米ドル
- プロジェクト実績: 世界160ヶ国以上
- 従業員所有



ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

ERM Group

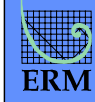
- 25年以上に渡る環境リスクや監査分野における実績 - 世界各国に500名以上の経験豊富な監査員 (environmental due diligence)
- 企業が直面するEHSに関連した法的・市場からの圧力に精通した知識
- ERM CVS - ERMグループのISO 14001認証機関
- 1990年代初頭より環境レポートの第三者認証を実施



ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

ERM's Assurance Work

- ISO 14001 認証取得 - via ERM CVS
- 定量的なパフォーマンスの認証
 - 排出物の削減 (CO₂, SO_x)
 - 技術的パフォーマンスの評価
- ビジネス リスクの認証
 - EHS due diligence
- EHS (Environment, Health, Safety) と社会的報告書の認証
 - 報告書内容の認証 (例: Body Shop, 他25社)
 - 報告書の中でEHSや社会的な活動に関する事項についてのみの認証やコメントを提供 (例: BP Amoco, Bristol Myers Squibb)



ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

EHS/Social Report Assurance

Verification of the Report



- Body Shop
 - 環境報告書の作成した企業のパイオニア
 - 1992年以来 EMAS Regulationに則って報告。1995年には最初の地球環境報告書を作成。
 - pioneer of sustainability reporting - “Values Report”
- ERM Role
 - イギリスやアジア地域における広範囲のコンサルティングサービス
 - 1994年と1995年には “Values Report”の中で環境関連の文書に対する認証を行った。
 - EMASの手法にならった認証方法を採用 - サイト訪問、トップマネジメントに対するインタビュー、文書チェック、報告書作成方法の評価、データのサンプリングなど - ERMの監査実績に基づいた認証手法
 - 3つの製造拠点の認証 - 認証自体は比較的単純なプロセス
 - “Environmental Statement”の認証 - 報告書は他に会社のパフォーマンスについて言及した説明文有り - Body Shopの経済的な影響評価は the New Economics Foundation(イギリスのシンクタンク)が提供。
- その他のクライアント - British Airways, Glaxo, BP

ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

EHS/Social Report Assurance

Verification/Comments of Company Performance within the Report



- Baxter 1998:
(<http://www.baxter.com/investors/citizenship/environmental/index.html>)
 - ERM CVSがISO14001の認証取得に従事していたため、BaxterにおけるEMSパフォーマンスや実際のサイトにおけるパフォーマンスについての豊富な知識あり。
 - ERM CVSの役割は、環境報告書全般に関してではなく、社内のある特定の部署におけるISO14001のプロセスについてコメントするというもの。
 - その他の認証者 - AD Little と 法律事務所がBaxterのEHSマネジメントシステムについて更に認証を行った。

ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

EHS/Social Report Assurance

Verification/Comments of Company Performance within the Report

- BP Amoco 1998 3部構成の報告形態
(<http://www.amoco.no/reports/enviro/>)
 - Environment and Social Report 1998 - main report
 - Health and Safety and Environmental Data 1998 - annex
 - BP Amoco in the Community 1998 - annex
- 外部認証者の役割
 - ERMの「Social Strategies (社会戦略)」グループがステークホルダーの見解に関して独立の立場からコメント。BP Amocoでは独自の“正式な見解”だけでなく外部の意見が欲しかったため、ERMは「認証者」というよりは独立の「コメンテーター」という立場をとった。
 - Ernst & Young が “Attestation Statement”を提供 - FEEの環境報告書に関する専門家の陳述に関する調査報告書 (Research Paper on Expert Statements in Environmental Reports)に基づいたもの。
- その他のクライアント - Bristol Myers Squibb
(www.bms.com/ehs/)



ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

Report Assurance - the future

第三者認証の在り方 - 2つのタイプ

- 報告書の内容の認証
 - おそらく会計監査機関、認証機関などによるもの
 - 認証者のガイドとなる基準 - GRI, FEE, EMAS
- 報告書内で企業のパフォーマンスについての認証・コメント提供
 - ERMやその他のコンサルタントによる
 - 認証者はコメント等を提供する分野におけるスペシャリストであること、高度な専門知識や評判を持ち合わせる事が求められる
 - こうしたタイプの認証は標準化される可能性が低い
 - Social Reportingについての認証により適している

どちらのタイプの認証も、企業のパフォーマンスやメッセージをステークホルダーに伝達するコミュニケーションツールとして有効である。



ERM 日本代表事務所, 横浜 Tel: 045 334 4412 Fax: 045 334 4414 E-mail: ermjapan@msn.com

【ワークショップでの議論の概要】

(発言内容については、この概要をまとめた後藤敏彦の責任で記載しており、万一当事者が真意ではないと思われた場合の責任はすべて筆者に属する)

Workshop 1

13:30-15:00 セッション1：測定指標やパイロットテストについて

The GRI Process: Benefits for Companies/How to get involved

Facilitators: Dr. Allen White, Dr. Deborah Savage

後藤 敏彦 (環境監査研究会 代表幹事)

- *まず、Dr.アレン・ホワイトによる30分程度(逐語通訳)のブリーフィングがなされた。テーマは“The GRI Process: Benefits for Companies/How to get involved”で添付OHPによった。
- *ディスカッションは、次の質問からはじまった。
- *「GRIガイドラインを踏まえてとか沿って作成したと述べている報告書について、だれが『踏まえて、もしくは、沿って』いることを検証するのか。また、『沿って、もしくは、踏まえて』ということはどういうことなのか。(部分的に活用しても『沿って、とか、踏まえて』とあってよいのか)」
- *これについては、GRIガイドラインを使ったキリンビールと日産自動車からそれぞれの見解がのべられた。
- *キリンビールとしては、「全面的にガイドラインに従って」という意味でなく、参照資料として使用したという意味である。GRIガイドラインの日本語が容易に入手できたことと、環境だけでなく社会的側面についても記述されていることから、他のガイドラインではなくGRIを使用した。
- *日産自動車も、ガイドラインに「従った」のではなく、参照した。そして、記載項目や指標等が従来発行した報告書とどう異なっているか対比する参考とした。「沿って」と記載しても何らかの責任が発生するとは思っていない。
- *キリンビールの報告書の監査人から、「記載項目や、指標(メトリックス)を参照するためには使用できるが、GRIガイドラインに全面的にフォローするのは大変難しい。」という発言もあった。また、後で検証時に感じられた問題点等についていくつか述べられ、後日詳細に聞くこととした。(後日、詳細なコメントをもらった。省略)
- *ホワイト氏より、「GRIとしては、求められた情報のうち記載されないものについてはその理由が記述されていることをのぞんでいる」とのコメント。
- *その後、参加者が直前にポストイットに記述した疑問、コメント等について若干の議論がおこなわれた。
- *ポストイットに記載されたコメント等の要約は下記のとおり(一部省略)

1. 重要な環境側面と環境指標をガイドラインのなかでどのように定義するか。特に、業種毎のちがいを反映できるか。
2. 持続可能性報告は、企業による多様性があるので、最終的に比較可能にならないのではないか。
3. 環境パフォーマンス指標に関心。環境問題の状況、各国の環境政策との整合性があることが重要。
4. ISO14001 に外部報告が取り入れられるとき、環境側面以外のとりあつかいはどうなるのか、あるいは、どのようにするつもりなのか。
5. 現在 40 ~ 50 の Reporting program があるとのことだが、GRI が影響力を持つには ISO との合体は必要化。可能か。
6. 環境報告書は作成側と受けてと双方ノコミュニケーションツール。従って、オールセクターの GRI のような組織の方が ISO よりも適しているように思う。
7. ISO との協力について。GRI の目指す方向と ISO14001 の方向とではかなり内容が違う。ISO14001 は企業のマネジメントシステム。GRI は Sustainability である。どのようにサポートできるか。
8. トリプルボトムラインのうち、社会・経済指標が鮮明でないのですが。社会的な構造の発展に依存することが大きいと思われませんが。両者の奉公についてそのスケジュールはどうなっている。また、国際的に、社会経済的な指標のもつ意味について、発展途上国における企業活動についての報告開示等に意味があると思いますが、ご意見は。
9. サステナビリティとの意味は。同じく、Sustainable Environment, Sustainable Society, Sustainable Enterprise, 等の意味は。
10. 「持続可能性についての概要」は個別の情報を統合するうえでのポリシーとして、とてもよいと思うが現段階ではどう表明するか困難だと思う。
11. Social Indicator の開発が急がれる。ここがまだ、あいまいであり、かつ、欧米とアジア、またそれ以外の国々の文化的な相違が反映されやすいので、統一化がむづかしいかも。
12. 社会的側面の外部報告については、都国自社の事業活動に伴い発生する「社会的不経済」等についての報告がまず優先されると思うが如何。
例えば、種類メーカーだと、「アルコール飲酒に伴う社会的問題（未成年飲酒、アルコール依存症）」、自動車メーカーだと、「交通事故による社会的損失」
13. 財務モデルと同じレベルに比較可能性を、という話があったが、環境負荷の側面は業種間（同じ業種内でも）で違う。本当の比較可能性となるのだろうか。形式的なものに力をそそぐことにならないだろうか。もしくは、どのくらいの時間で追いつこうとしているのか。
14. 財務報告それ自体が進化していく中で、持続可能性報告を財務報告の水準にまで高めることができるのか。あるいは、その意味があるのか。財務報告の水準とは、どのよ

- うな内容をイメージされているのか。
15. ミニマムラインをきめて、企業の独自性を保つ方がよい。
 16. 余り詳しく規定すると企業の自由度を抑圧することになるのではないか。その辺をどう考えていくのか。
 17. ガイドラインができると、全項目を満遍なく充たすほうがよいという考えになりがちだが、これが本当の意味で内容の充実した報告とならない可能性がある。企業の事情により、一部だけにハイライトした利用の仕方なども良いと思う。しかし、その際に、企業が自分に都合のよい個所だけ選択してしまう懸念がある。
 18. ガイドラインはガイドラインののスタンスをくずさないこと。下手な権威にしないこと。
 19. GRI のガイドラインに沿っているという企業の Verify はどうするのですか（誰がどのように）。
 20. What is GRI's view, on one tendency for companies to, in Sustainability reporting, to produce (or refer to) severed documents/ annexes?
e.g. a core EHS Performance Report
social report (for social)
annual report (for economic)
How does this fit with GRI guidelines now & in future?

Workshop 2

15:30-17:00 セッション 2 : 第三者検証について

The GRI Process: Assurance and Verification

Facilitators: Dr. Allen White, Dylan Tanner ERM/Yokohama

倉阪 智子（環境監査研究会 代表幹事）

- * Dr.アレン・ホワイトと ERM 社のディラン・タナー氏から添付 OHP に従ってブリーフィング。
- * 以下は参加者からのコメント等。
- * 日本人の多くは持続可能性報告書と環境報告書を明確に区別して認識していない。
- * 「第三者意見」は放蕩に信頼性を増すことになるのか。読者調査をした例があるのか。
これに対するコメント：
タナー氏、「地理的なことと、報告相手によるのではないか」
ホワイト博士、「調査事例はもちあわせていないが、個人的にそう考えている」
- * もし第三者意見が信頼性を増すということについて疑問があるなら、なぜ記載したのであろうか。という質問。これに対して、トヨタの場合、理由の一つとして、「社内の環境部門以外の人々に、正確な情報を伝えるためと、マイナス情報も記載することの大義名分となる」との見解。第三者意見が信頼性を増すことあるかもしれないが、それよりも、

トップのコメントを記載するほうが信頼性は増すとの見解も。

- * 読者としての意見として、第三者意見を読んだとき、信頼性を増すためと理解したが、理解まちがいであったようだ。しかし、通常の読者は信頼性付与のためと思うであろう。
 - * タナー氏のブリーフィングを聞いて、日本と海外の違いを感じた。ポデーショツプ社やシェル社は外部のステークホルダーをターゲットにした自社としての理由から第三者意見を載せている。日本企業はより内部指向のようである。
 - * 公認会計士が検証人として適任なのか。いくつかの企業の環境報告書を検証した公認会計士から、「一般論として数字に必ずしもつよくない環境専門家の中に会計士が入ることは正確なデータ提供という観点から価値がある。高卒程度の化学知識あれば検証かのである（当人は会計士以前は理科系）。また会計事務所の通常の業務経験では単独では検証は無理か、良い検証はできない、との意見もあった。
 - * その後、環境庁が 11 月に発表した、「環境報告の促進方策に関する検討会報告書」についてブリーフィング。
 - * ポストイットに記載されたコメント等の要約は下記のとおり（一部省略）。
1. 経営者は定期的に交替するし、環境レポートに対する企業の態度も変わってくるので第三者検証をした方が企業リスクを守れる。
 2. レポートがかなりたくさん出揃った国、マーケットでは Assurance もある意味を持つと思うが、まだレポート自体の数が出揃っていない、いわば発展途上のマーケットでも一律 Verification が必要と考えるか？
 3. 第三者検証についてばかり議論が高まるのはどうか。第三者検証で担保できるものは何なのか。監査、監査の世の中になって自由度がなくなるのは困る。
 4. Assurance をするための手段として第三者 Verification は一つ的手段と思うが、GRI ではそれ以外の Assurance は認めないのでそうか？又中小企業などにも全て Verification が必要なのか。
 5. 第三者検証に代わる手段として報告書掲載データの元となるバックデータを（インターネット等で）公開することで情報の信頼性を担保するという考え方がありますが、どのようにお考えになりますか？
 6. 検証内容は GRI に準じているということを保証するという事だけか。その場合報告書だけで信憑性をどこまで担保できるか。
 7. 誰が verifier になる資格があるのか？
 8. Verification より報告企業を増やす方が先決。
 9. 認証人の資格と責任の範囲が問題。一人で social や Economic aspect まで判断できるか。コメントなら可能だが無責任。Verification のためのコストが高い。これが逆に Verification の需要を妨げている。
 10. 報告書の信頼性のためには検証と虚偽記載についての責任追及が必要だと思う。しかしそのためには国内の立法化が必要ではないか。

11. 第三者意見について、 範囲、 責任は、どこまですべきか？ガイドラインは必要か？
12. 環境パフォーマンスの基準の明確化が必要。 企業の規模、業種に関係ない指標の開発。
13. 基準なしに内容の評価を行うことの意味が不明。評価ではなくて単なる意見であれば不必要ではないか？評価、意見は読み手が行うべきで、発行者と読み手のコミュニケーションが一番必要なことと考える。
14. 第三者認証 Assurance の場合、1) 正確性 2) 網羅性が大事と思うが Quantative Accracy とあるのが網羅性のことを意味するのだろうか？
15. 第三者検証は環境レポートに対して行うもので、環境パフォーマンスを保証するものではない。
16. 第三者検証には信頼性、透明性、...いろいろ要求するのはかなり無理があるのでは。結局、対ステークホルダーとの信頼関係がキーワードでは。従ってどこかに焦点を絞るのも方法。市場原理のなかで自然淘汰される気がする。
17. 認証について：データのとり方と正確性。表現については ISO14001 を取得していればある程度担保されている。これ以外の認証は困難。よって必要性に疑問あり。

連絡先

環境監査研究会事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-4-13 溝呂木第 2 ビル 6 F

TEL:03-3353-3788 FAX:03-3353-3757 earg@mission.co.jp